

平成29年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成29年9月27日（水曜日）

議事日程第5号

平成29年9月27日（水曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第82号
- 日程第4 議案第83号から同第86号まで、同第96号から同第98号まで、陳情第5号及び
発議第9号
- 日程第5 議案第87号から同第91号まで及び同第99号から同第109号まで
- 日程第6 議案第92号から同第95号まで、同第110号、同第111号及び同第113号
から同第115号まで
- 日程第7 議案第112号
- 日程第8 発議第7号
- 日程第9 発議第8号
- 日程第10 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第82号
- 日程第4 議案第83号から同第86号まで、同第96号から同第98号まで、陳情第5号及び
発議第9号
- 日程第5 議案第87号から同第91号まで及び同第99号から同第109号まで
- 日程第6 議案第92号から同第95号まで、同第110号、同第111号及び同第113号
から同第115号まで
- 日程第7 議案第112号
- 日程第8 発議第7号
- 日程第9 発議第8号
- 日程第10 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	五十嵐	健一郎	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君
11番	笠原	幸江	君	12番	斉木	勇	君
13番	中村	実	君	14番	大滝	豊	君
15番	田中	立一	君	16番	古川	昇	君
17番	渡辺	重雄	君	18番	松尾	徹郎	君
19番	高澤	公	君	20番	吉岡	静夫	君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	織田	義夫	君																	
副	市	長	木村	英雄	君	総	務	部	長	金子	裕彦	君															
市	民	部	長	岩崎	良之	君	産	業	部	長	斉藤	隆一	君														
会	計	管	理	者	兼	務	企	画	財	政	課	長	藤田	年明	君												
総	務	課	長	山本	将世	君	能	生	事	務	所	長	土田	昭一	君												
定	住	促	進	課	長	斉藤	喜代志	君	市	民	課	長	池田	正吾	君												
青	海	事	務	所	長	井川	賢一	君	福	祉	事	務	所	長	水嶋	丈明	君										
環	境	生	活	課	長	五十嵐	久英	君	交	流	観	光	課	長	渡辺	成剛	君										
健	康	増	進	課	長	横澤	幸子	君	建	設	課	長	見辺	太	君												
商	工	農	林	水	産	課	長	池田	隆	君	会	計	課	長	丸山	幸三	君										
復	興	推	進	課	長	斉藤	孝	君	消	防	長	大滝	正史	君													
ガ	ス	水	道	局	長	木村	清	君	教	育	次	長	佐々木	繁雄	君												
教	育	長	田原	秀夫	君	教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	兼	務										
教	育	委	員	会	こ	ど	も	教	育	課	長	山本	修	君	教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長		
教	育	委	員	会	文	化	振	興	課	長	磯	野	茂	君	中	央	公	民	館	長	兼	務					
歴	史	民	俗	資	料	館	長	兼	務	長	者	ケ	原	考	古	館	長	兼	務	市	民	図	書	館	長	兼	務
監	査	委	員	事	務	局	長	大	嶋	利	幸	君															

〈事務局出席職員〉

局 長 小 竹 和 雄 君 次 長 松 木 靖 君
係 長 山 川 直 樹 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、東野恭行議員、12番、斉木 勇議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

昨日及び9月7日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、委員長報告について申し上げます。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長から休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたい旨の申し出がありますことから、本日の日程事項といたしました。

次に、議員発議について申し上げます。

総務文教常任委員会に付託となっておりました陳情第5号が採択されましたことから、発議第9号、私学助成の増額を求める意見書が、内閣総理大臣ほか関係大臣及び県知事宛てにそれぞれ所定の手続を経て提出されております。

また、発議第7号、道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書、及び発議第8号、

シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書についても所定の手続を経て提出されておりますことから、これら3件を本日の日程事項とし、委員会付託を省略して、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会改革におけるタブレット端末導入について申し上げます。

当市議会が導入する機器としては、これまでの研修、あるいは委員会における意見を参考に、ディスプレイの大きさをA4サイズの12.9インチとし、研修時に使用した機種を選定することで委員会の意見の一致を見ております。

なお、今後、アプリケーションを初め、使用基準等についても、引き続き、協議を重ねることとしております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2. 所管事項調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の9月22日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

柵口温泉事業特別会計権現荘の経営については、担当課より指示をしておりました6項目について資料説明があり、その後、権現荘の元支配人に係る協議の状況について、次の報告がありました。

8月9日報告したとおり、元支配人から、これまで議会において指摘のあった権現荘の管理運営に関するさまざまな問題で、ご迷惑をおかけしたことに対する一定のけじめをつけたいとの申し出を受け、けじめのつけ方について、元支配人及び市の双方で弁護士に相談しながら、これまで協議を進めてきた、その状況である。

1つ目には、これまで市議会で指摘のあった権現荘の管理運営のさまざまな問題や、その報道等に伴い、市に迷惑をかけたことに対する一定のけじめとして、市から現職当時に受け取った報酬額の一部を自主返納したいとの旨を元権現荘支配人から申し出を受けている。

2つ目として、返納額については、現職当時の1カ月の報酬額60万円を考慮しており、今回の自主返納においては、この60万円から平成28年4月から退職する9月までの間、減俸という処分をした、先ほど表で説明したところである。これは5%、月3万円掛ける6カ月、18万円の減俸であった。60万円から18万円を差し引いた42万円を今回の返納額としたいとの申し出である。

3点目、市としては、元支配人からの一定のけじめとしての報酬額の一部、42万円の自主返納の申し出を受け入れることとしたいと考えている。

4点目として、なお、今後の警察の捜査の状況を踏まえ、元支配人に新たに法律上の支払い義務が発生する状況があれば、別途、元支配人とのその支払いについて協議を行うこととしたいと考えている。

当面、今申し上げた4点の状況に沿って対応を進めていく。と、この報告の後、質疑を行っております。

委員より、コンサルタントの社長の1泊、コンサルタント社長を紹介するときに、しばらく泊まると、そこを調べてもらうように、その点はどうなるかとの質疑に対して、行政は、3月市議会、議会からの監査請求に基づく監査の結果において、監査委員が聞き取り調査を行い、報告されている。内容や状況については明確ではないと結論として出されていると答弁されております。

その後、委員長より、コンサルタント社長の宿泊について、1人の委員と委員長の聞き取り調査による結果と行政が調査した内容が異なる点があるので、今後、行政は再度調査する考えがあるかについての質疑に対して、行政は調査の限界としております。したがって警察に相談している状態と答弁され、また市長より、我々も確たるものがないと何度も言っている。支配人のことを100%うのみにしているわけでもない。だからといって推測で言われている部分もあるので、判断できない状況である。例えばそういうものがしっかりあるものであれば調査もするが、これ以上の調査はないと捉えていると答弁されております。

委員長より、糸魚川市が議会から言われて何を明らかに、支配人の身の潔白を証明したいスタンスと受けとめている。そういうことではないのかとの質疑に対し、市長より、そういうことではなくて、要するに我々の調査した内容はこういう形で調査をした。議員の皆様方から疑義が出ているという話をする中で告発されているので、あわせて調べることで我々のデータ・資料も提供し、その辺を聞かせてもらえばということで対応させてもらっていると答弁がなされております。

委員より、支配人は何かあって認めて、この1カ月と出してきたのではなくて、市または議会に

混乱を招き、大変迷惑をかけたと1カ月の報酬を戻したいとのことだと思うが、それに間違いはないかとの質疑に対し、責任の所在を説明したが、これまでの収支管理、あるいは労務管理、リスク管理等々の中で、自分の不手際、怠慢、議会からも疑念をもたれているが、逆にこれが徹底されていないから、自分の疑われていることを客観的に書類で明らかにすることもできないことも含め、迷惑をかけたとの自主返納の申し出であるとの答弁がなされております。

他の委員より、申し出受け入れ反対の意見と、社会的制裁として妥当であるとの意見がありました。

委員長より、元支配人の申し出の中で書類がなかったことについて、当初、糸魚川市が収支改善で雇い入れたことに対するコメントがあったかとの質疑に対し、担当課より、収支管理では、明快に整理してこなかったという点に不手際だということで話は出ていた。民間的な取り組みで経営改善に取り組むということで、本人は営業であり、売り上げを上げるため集客の部分だったり、自分なりの取り組みはしてきたつもりだと。ただ、結果として、先ほど来の赤字の分析で言ったように、外的な要因であったり、複合的なものもあってこういった結果となった。元支配人とすれば一生懸命やったつもりだという話をしていると答弁がされております。

委員長より、元支配人の返納について平行線の意見になるので、この部分はこのくらいかなと思う。あと、この1カ月60万円と考えている話は、これは議会の承認があるとかそういう問題か。行政と相手側と決める話かとの質疑に対して、副市長より、議会に議案として提出するものではないと思っている。この問題は総務文教常任委員会でやってきたので、市の方向、考えていることに対して、承認をいただければやりやすいと思っていると答弁がなされております。

委員より、けじめのつけ方、弁護士と相談しても、けじめをつけるとなると誤解が生じる。誤解されないようなことが必要と思うが、いかがかとの質疑に対し、一定のけじめのつけ方について、市長が申し上げたとおりの弁護士と相談し、皆さんが誤解を招くということであれば、適切な言葉遣いではないと思うので修正を含め対応をしたい。これで終わりでないところを、いま一度言いたいと思う。先ほど、4つ目として言ったのは、今後、警察の捜査を踏まえ、元支配人に新たに法律上の支払い義務が発生するようなことがあれば、それについては、自主返納とは別に、元支配人にその支払いについて協議をしていきたいということである。今後、新たに法律的に確定するようなものがあれば、別途対応・協議したいとのことであり、今回42万円の自主返納で全て終わりではないと答弁がなされております。

委員長より、市民に向けての権現荘の問題の決算認定も踏まえて、市民への報告をどのように考えているかとの質疑に対して、副市長より、広報は、委員長の報告の5項目をコンパクトにし、わかりやすいものにして出したいと思う。短くわかりやすい資料も出した上でさせていただきたいとの答弁があり、委員長より、お願いがあるが、赤字の理由の外的要因は必要ないと思う。コスト管理のところを言ってほしい。景気のことを言えば、どの業者も全部になってしまう。要は、帳簿管理での支出の面とか、そういうところをわかるようにしてもらいたかった。その点の工夫はできるかとの意見に対して、市長より、その点は今回が問題になっているところでないかと思うが、それが明確になれば、幾らでも数字が出せるのだが、トータルはわかるが、内部のどういう見方をすればいいか難しい面もある。その辺は、また委員会にも示すことがあろうかと思うが、具体的に外的要因、内的要因に分けること自体難しいのではと思っていると答弁がされております。

委員長より、市民目線に立った説明で、納めた税金がどのように使われているか、今回、お騒がせした権現荘の中身はこういうものだと思われればいいと思っている。工夫していただきたいとの意見に対して、その点の工夫はすると答弁がなされております。

当委員会としては、行政が行った警察への相談について結果が出ない状況から、継続して所管事項調査項目として扱うことを確認して調査を終了しております。

次に、小中学生の学力の実態と対応については、担当課の説明後、質疑を行っております。

主な質疑内容は、委員より、資料のデータを出されて懸念することは、平均に到達していない子供たちへの対応はどのようにしているか。実際の個別指導はどのようにしているのかとの質疑に対して、分析が大事である。今回得た結果を見て、誰が何をできていなかったか、それを分析している。できていないところを個別指導している。先生は多忙である。放課後、個別指導の時間をとれない実態はある。そこで、去年は中学校だけであったが、ことしは小学校にも補充学習の指導教員を希望する学校に配置している。その活用を呼びかけているとの答弁がなされております。

ほかにも質疑はありましたが、学力向上に向けた取り組みと効果に期待するものであり、学力については今後も調査を行うこととしております。

次に3点目、いじめ・不登校対策事業については、担当課より、資料、「学校、教育委員会事務局、社会体育団体（相撲競技）、生徒宿舍、家庭の役割と連携のためのルール（素案）」の説明、また、次回の総務常任委員会には、学校、社会体育団体、市教育委員会事務局で定めたルールを報告する予定であると報告がなされております。

主な質疑・意見として、区域外就学について多くの質疑が交わされております。

委員より、区域外就学はこれからと報告があり、自粛となっているようである。専門委員会の結論は親と一緒にという条件がついているが、その条件の中で協議中なのかとの質疑に対して、法的には拘束力はないが、提言書の中にあるような、親とともに基本的にと提言されている。その基本線をどういうレベルまででいいのかどうか協議中である。次回に示したいと担当課から答弁がなされております。

他の委員より、区域外就学について全国的な視野で考えてもらいたいとの意見や、希望者がいる以上拒む内容のものではないとする意見がありました。

委員より、区域外就学について何がネックで協議中になっているのかとの質疑に対し、教育長から、区域外就学については提言もあり、保護者の気持ち、子供たちの気持ちもあるので、それをよく考えながら、決定していかなければいけないので、まだ、まとめに至っていないところである。遅くなった原因は、それも含めて協議をしているので、まとまったところでは話をさせていただくと答弁がなされております。

委員長より、他のスポーツは、いじめ事案があったわけではなく、今回いじめ事案があったから、この厳しい指摘を受けている。現在、2人通っていて、その子の救済措置として、今回のルールをつくったと理解できる。ただ、今後もこの形を続けたいと意思が働くとすれば、教育委員会が主体としてやっているのか、相撲クラブのほうからの申し出でやっているのか、その辺を教えてくださいとの質疑に対して、このルールの素案で、区域外就学が協議中である。今後については、相撲を続けるかどうかとの委員長の指摘もあるが、この区域外就学の協議をする中で決めていきたいと思っている。一般的などころへ波及も頭に入れながら、このルールをつくって、しっかり実践をして

まいりたいと答弁がなされております。

委員長より、最後に確認をするが、相撲競技のこれまでの形を継続する意思を持っているのは、教育委員会かとの質疑に対して、検討しているわけである。その中でいいルールであれば継続するし、だめであればとどまるし、その辺は教育委員会が第三者委員会の提言を受けてつくらせていただきたいと答弁がなされております。

委員より、中学校教員は定期的に練習場を訪問し、指導者から様子を聞き、また生徒の健康状態や学校での状況を必要に応じて指導者へ伝える。この定期的に練習場に来なさいという書き方について文言を変えてもらえないかとの意見に対して、今回の案件については、学校と社会体育団体の連携が十分とれていなかったところが大きな問題点として挙げられる。そこで、定期的に練習場を訪問し、ここに記したわけである。記述の仕方が厳しいというのであれば、検討をしなければならないと思うが、訪問して情報共有することは、あっていいことかと思うと答弁がなされております。

委員より、このルールをやったら、必ずお互いに署名、押印、捺印をして、お互いにしっかりと守る。ここまでやらないと、なかなか守れないのが約束履行になる。これは要望ではなく、やっていただけるかとの意見に対し、しっかりとした約束・規則の形でルールの位置づけをするので、守られないのは困るわけである。守る方法はどうすればよいか、当然、検討をしてさせてもらいたいと答弁がなされております。

委員長より、今回の提言の中に、教育基本法の本質に違背するとまで言われている。学校も教育委員会も過剰に相撲クラブ、相撲に配慮してきたと言われている。あなた方を監視する仕組みをつくっておかないと厳しいルールづくりにはならないので、ルールの中に明確に明記してくださいとの意見に対して、新たな組織をつくって監視するところまでは考えていない。いじめ問題専門委員会は、第三者の方々、専門的な方々に委員になってもらい、常時設置している機関である。そこに報告し、指摘があればと思っている。また、その監視することをこのルールに書くのがふさわしいのか、その点については協議をさせていただく。これとは別になるかもしれませんが、検討させていただくと答弁がなされております。

当委員会としては、次回の委員会で提出されるルール案を再度、調査することで調査を終了しております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

お願いします。

警察が捜査しているときの一定のけじめをつけるとはどういうふうなことなのか、やりとりがありましたら聞かせてもらいたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

一定のけじめに対する捉え方は、各委員さままでございました。それについての捉え方としましては、要はお騒がせしたことに對して一定の報酬額を返納したいという意味でありまして、その警察のことに直接触れた返納ではないという認識で捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

かなり議会でもずっと議論されてきましたし、議会の監査請求も出されましたし、やられてきたんですが、被害届は、糸魚川市はまだ出してないと思うんですけども、何で被害届が出せないのか、はっきりしてるところだけでも出せないのか、その点については議論されましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

お答えします。

市としての被害届であるかどうかという、そのスタンス自体が明確にはなっておりません。あくまでも警察に相談しているという状況でございまして、細かな糸魚川市の意図とした部分というのは、公的にはなっておりませんので、そういった形での審査というのはございません。

以上です。

+

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質問なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、休会中に所管事項調査を行っておりますので、経過と結果についてご報告いたします。

調査項目は、ガス水道局関係の都市ガス料金割引制度の導入についてであります。

制度導入の目的は、人口減少やエネルギーの多様化によるガス販売量の減少が進んでいることから、都市ガス料金を割り引き、新築住宅における都市ガス採用率を高めるためであります。

内容としましては、新築で新たに都市ガスを使用する場合などに、3年間の従量料金を5%割引する、新築3年割と、新築3年割の適用者で中学卒業までの子供さんが同居されている場合、従量料金をさらに5%割引く、子育てプラス割が適用され、合わせて10%の従量料金が割引されるというものであります。

なお、新築3年割の割引率及び子育てプラス割の適用条件については、拡大する方向で検討を進めております。可能な場合は拡大したもので成案とし、子育て支援を含め、本市におけるガスの使用量を上げていきたいとのことであります。

なお、若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありませんので、これで建設産業常任委員会の所管事項調査を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、9月20日に認知症対策と障害福祉について所管事項調査を行っております。

午前10時より、委員会協議会として南寺町にございます、こころの総合ケアセンターにて、認知症の人と家族の会新潟県支部代表、金子裕美子様から市内の認知症の方への対応と課題についてお話を伺い、続いて、社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会地域生活支援センターこまくさ管理者、山口和久様、就労支援事業所好望こまくさ管理者、山本奈緒美様から、センターこまくさ、及びグループホームサンハイツの課題と展望についてお話を伺い、委員からの質疑にお答えいただきました。

金子様からは、認知症の人への偏見や差別がない福祉社会の実現、誰もが認知症の人となり得る長寿社会と、今後、必要となる福祉施策について、認知症の人に対応する福祉施設のあり方についてご意見を伺いました。

山口様からは、福祉施策の中の縦割りの支援組織立てやマンパワー不足について、現在の高齢者と同居するグループホームサンハイツの問題について、今後のグループホーム専用の建物建設と用地確保についてお話を伺い、これまでの当委員会で取り上げてこなかった課題を知ることができました。

山本様からは、就労支援事業所好望こまくさにて請け負っている作業や賃金について、説明をいただきました。

昼食には、市職員も交えて全員でこまめしのお弁当をいただきました。その後、市庁舎に戻り、市担当課を交えて机上調査と集約を行いました。

まず認知症対策についてですが、委員より、今後、認知症ケアパスをどう進めるのかとの質疑に対し、担当課より、認知症ケアパスを市民に知っていただくため、認知症の予防から、初期、中期、重度になった場合の対応方法、その時期に応じた医療、介護をまとめた資料をつくって、ことしの5月に広報おしらせばんとともに全戸配布をしたものの、まだ市民への浸透度が低い。今後のいろいろな講演会や認知症についての話をする機会を使って市民に説明をしていく。

また、医療介護関係者には、タブレットを使った認知症のチェックから、医療機関、包括支援センター、相談員、介護というケアパスの中での活用について、会議等で声かけすると答弁がありました。

その他、認知症についての多くの質疑がありましたが割愛します。

意見集約としては、認知症への支援強化のために、さらに市民理解を進めるとともに、市の施策や計画の中で明らかにしていくこととまとめられました。

次に、障害福祉についてですが、委員より、好望こまくさでの作業のノルマや賃金について、また、収入をふやし、本人が働く喜びが得られるような環境づくりとなっているのかとの質疑があり、

担当課より、パンや菓子やお弁当をより多くの方から買ってもらい、収入をふやす工夫については、他市の事例などを参考にして、さらに研究したいと答弁がありました。

また数名の委員より、現在のグループホームでは、高齢者と同じ建物に住むことでさまざまな問題があることから、社会福祉法人が独立した建物を建設する計画に、市は協力していくのかとの質疑があり、担当課より、社会福祉法人つくしの里医療福祉協会より、グループホームを単独で建てたいという話があったのは、今月の初めごろであった。こころの総合ケアセンターに隣接している西側駐車場用地に建てられないかという話に対し、市が取得した土地だが、さまざまな条件があり、その土地に建てるのは難しいという話をした。ただ、市の計画の中でグループホームは今後ふやしていく必要があると位置づけをしているので、今後、法人と話をしながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

委員より、その土地は安い土地ではない。有効活用を考えてもらいたい。1階を駐車場、2階をグループホームにする方法もある。この先いつまでも用地が求められないで、障害を持った方が住みづらいところでずっと住んでいくことを見過ごしていいのか。福祉の基本は、まず住まいからだ。そこをしっかりと捉えて、早急に対応してもらいたいと要望されています。

現地視察の集約を図る中で、委員より、障害福祉は行政の事務処理的な対応だけでは難しい仕事だ。議会・行政の世界で動いているのとは違った感覚、人生観で動いている社会でもあると思う。委員会での行政担当者の資料の説明はこういうもんだ、おまえたちわかるかと聞こえたとの意見が出されました。

委員長としては、委員会で出された意見にあるように、もっと障害者の方の生活を見てほしい。どのくらいの生活費があれば生きていけるのかを見て、施策を考えていくべきだ。ただ事務的に支援をしていくという福祉のあり方ではよくないというところを行政から改めて考えてもらいたいと述べています。

なお、認知症対策、障害福祉については、今後も委員会で取り組んでまいります。

加えてご報告しますが、市民厚生常任委員会では、閉会中の所管事項についての協議の中で、鳥獣被害についての調査を建設産業常任委員会と合同で行うことが提案され、今後、協議していくことが確認されました。

また、市外調査として10月11日に上越市のごみ処理施設、12日に滋賀県野洲市のごみ処理施設、11月に東京都武蔵野市のごみ処理施設武蔵野クリーンセンターを調査し、10月、11月と集中的に次期ごみ処理施設に向けて委員会調査を行うことを確認しました。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告とさせていただきます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第82号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、議案第82号、平成28年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会初日の9月4日において、議案第82号、平成28年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

消防関係では、AEDを実際に使えるようにしなければいけないという意見に対して、心肺停止の状況にある傷病者にいかに気づき、いかに発見するかが最重要で、最初にそばにいる方が倒れた方に声をかけるということが最重要となるので、勇気を持ってもらうことを応急手当の講習会を通じて皆さんに普及をしていきたいと答弁がされています。

次に、企画財政課の関係部分では、チーム糸魚川推進事業において、委員より、チーム糸魚川の28年度の評価についての質疑があり、担当課より、手探り状態でいろいろとやっているのが現状である。そういう中で、昨年、少し変わってきたのは、一つは若者会議を立ち上げたということで、各団体から若い人たちに出てきてもらって、将来、糸魚川市にどういうことが必要ということで考えてもらって、4つのプロジェクト案ができたということで、29年度については、その案だったものを実行に移せるようなものを考えてもらおうということで進めていると答弁されています。

また、的を絞ってまとめて総合戦略をやっていく形で、人口減少なら、それを1本に絞るとか、2つ、3つに絞ってやっていくべきだと思うが、どうかの質疑に対して、当課でもその点は考えている。国勢調査の詳細な結果と人口問題研究所の統計が近いうちに出ると思うので、それが出た段階で人口ビジョンの見直し、もう一度、総合戦略も大きな見直しをかけなければいけないと思っている。そのときには少し的を絞って、本当に市として重点的に取り組むような、戦略的な総合戦略につくり変えたほうが、やる側もわかりやすいのではないかという気がするので、そういった点

で、次にステップに進みたいと考えているとの答弁がなされております。

次に、定住促進課では、集落支援員事業で、委員より、この集落支援員に何を期待しているのか。どんな成果を求めているのか。また、今までの2年間の活動を振り返って、皆さんではどういう評価をしたのかとの質疑に対し、集落支援員については、各地区に配置をしていて、期待しているのは、過疎化が進んでいたり、高齢化が進んでいて地区の維持が厳しくなっているところに少しでも手伝いなり、高齢者の楽しみもなくなっている状態を支援できないかということで配置している。年間を通じて地区の活動を活性化したりといったことで支援をしてもらいたいということなので、基本的な目標は、その地区の持続可能性を維持するのを手伝ってもらうものであると。

また、初めての協力隊であり、手探りの状態で受け入れた協力隊員にも迷惑をかけた部分もあるかと思う。本人は一生懸命、地域のためにいろんなアイデアを出してもらって、小滝の皆さんも高齢化が進んでいて、地域づくりに対して厳しい部分もあったかと思うが、そういった都会の若者が一生懸命やってくれるという、いい刺激を受けて、地域づくりプランもつくり、地域づくりを一生懸命頑張っているの、そういった前向きな効果が地域には大きくあったと思っていると答弁がされております。

次に、糸魚川ジオパーク匠の里創生事業では、委員より、この事業の狙いについての質疑があり、この事業の匠は、非常に重たい言葉であると承知している。糸魚川に来てもらってから頑張って、真の意味での匠を目指してもらおうという意味合いでの匠という理解をしていかないと難しいかと思う。我々は移住者を確保したいというところからスタートしているので、創作活動、手に職を持った人が来てくれれば、移住には仕事がネックになるので、仕事を持って、こちらに来てもらえるということで、この制度をスタートさせている。ただ来てもらうだけではなくて、その技を使って、地域の人たちと地域の活性化にも役立ててもらいたいという意味合いを持っているので、イメージとしては、地域と匠の里で来てもらえる作家さんとか、お互いに成長し合う場というのが非常に大事だというイメージで、匠の里創生事業を展開していきたいと考えていると答弁がされております。

次に、こども課、こども教育課では、10款教育費の繰越明許費について、委員より、29年度の見込みは立っているのかとの質疑に対し、担当課より、本人の意思も再度、何回も話し合いをする中で進めてまいりたいと思っている。いつまでもというわけにはいかないの、契約行為として契約行為の履行をしていただけるような手続を踏んでまいりたいと思っている。また、専門の弁護士と話をすることで進めてまいりたい。何もしないで繰り越しの予算を流すことがないようにしてまいりたいと答弁がなされております。

次に、学校図書館司書配置事業では、委員より、具体的な成果についての質疑があり、担当課より、図書の貸し出し数は、糸魚川小学校の例で、来る前の貸し出し数が8,700冊で、図書館司書が配置された昨年度は1万3,430冊と4,600冊ほど増加している。図書の貸し出しがふえていることは図書館司書の影響・効果であると思う。読み聞かせをしていただいている関係で、読書への関心が深まっているものと成果として見ていると答弁がされております。

歳入の保育所入所児童保育料の収入未済額について、一般質問で質疑のあった不能欠損について質疑があり、担当課より、収入未済額の中には、現年度分18人、過年度分59人の数字を説明している。この過年度分59人の中で調査をして徴収不能について処理をして、不能欠損のところを上げるのが、その事務をしてこなかったことである。保護者には特段、不利益を与えるものではな

いと答弁があり、また、今までは不能欠損の処分の認識が保育料にはない事務処理を行ってきたところである。これは公平性の確保ということもあるし、できれば納めてもらいたいという気持ちから、取り扱ってきたものです。家族の状況を見ると、もう収納することが難しい方も、連絡がとれない方もある。それを放置しておくわけにはいかないの、これからしっかりと要綱・規程をつくり、対応してまいりたいと答弁がされています。

質疑を終結した後、委員より、こども課、こども教育課関係の民生費分担金、保育料の滞納分について集約を求める意見があり、保育料の滞納分について、平成9年から事務処理がされていなかったことは、職務怠慢と言わざるを得ない。したがって、規則（マニュアル）を設けて、相手の状況を勘案しながら、柔軟かつ適正に対応することを行政に求めると集約をしております。

このほか、質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

議案第82号、平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について、建設産業常任委員会に分割付託となりました関係部分について審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

7款商工費のうち、交流観光課関係では、委員より、広告費については商工会議所、商工会観光協会のいずれも誘客宣伝をやっているが、同じようなものが出ている場合があるので、定期的に調整会議を開いたほうがいいのではないかと質疑に対し、単独の調整会議は開催してはいないが、糸魚川市観光協会とは定期的に懇談をしていて、意見交換や情報交換をさせてもらいながら進めていると答弁がなされました。

また、委員より、インバウンド推進事業では、シーフードシャトルバス事業についてはそれなりの成果があったと思うが、今後はむしろバスではなく電車を使った方がいいのではと、白馬村で議員の研修会があったときに提言もいただいた。シャトルバスも続けてやられて、いい面と問題点も出てきたのではないかと思う。二、三年続ければ見直しをすることも必要になってきているのではないかと質疑に対し、シーフードシャトルバス事業については、ことしが3年目であり、事業の評価が大きく問われると思っている。実行委員会ともその点について話し合いをしており、日の調整や白馬へのPR、オーストラリアやニュージーランドに向けたPRの方法について検討している。雪の状況や為替の状況等も見ながら、鉄道を利用するというのも一つとして検討していきたいとの答弁がなされました。

また、委員より、ジオパーク案内システム管理委託料について質疑があり、「ぐるり糸魚川」という携帯アプリを運営しており、日本語版と英語版がある。利用実績は、昨年英語版導入前は

10カ月で56件だったのが、導入後、ことしに入って1月からカウントでいくと410件とふえている。中国人やアメリカ人は携帯での情報検索が多いと聞いているので、英語版については非常に有効な手段だと考えていると答弁がなされています。

6款農林水産業費のうち、商工農林水産課関係では、6次産業化支援事業について、委員より、当市では6次産業はなぜ進まないのかとの質疑に対し、6次産業化については、市と県の振興局を含めて対応しているが、周知がまだ弱いところである。地域農業懇親会等の会議の場でも、今後、積極的に6次産業化をアピールしていきたいと考えている。また、能生地域では、農家レストランや煎餅の加工販売をしている事例がある。農業をやる上ではコストがかかるが、コストを下げながら生産、加工、販売につなげるため、農業者と懇談をして方向性を見出していきたいとの答弁がなされています。

8款土木費のうち、建設課関係では、自由通路施設維持管理委託料の部分で、委員より、糸魚川駅自由通路のデジタルサイネージという表示板を議会関係の視察の歓迎表示に利用しており、視察に来られる方から非常に好評であるとして、民間の団体に対する利用について質疑があり、議会関係の視察では、議会事務局と話をしながら歓迎の表示をし、交流観光課と話をした中で団体のお客様に対し、表示をすることもやっているが、連携を密にし、さらに活用していきたい旨の答弁がなされています。

このほかにも多くの質疑がありましたが、報告は割愛をさせていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の一般会計決算審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

市民厚生常任委員会に分割付託されました本案関係部分について、審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

環境生活課関係では、委員より、ごみ処理施設運営管理委託事業2億7,864万円のうち、施設運転管理委託料と維持補修業務委託料、ごみ処理施設管理運営費で、日立製作所に払っている額についての質疑があり、担当課より、ごみ処理施設管理運営費の約2億3,100万円は、基本的に市の一般財源で支出している。委託料は、施設維持委託料370万、直接、日立のほうにかかわるものは、定期的な部品交換、修繕維持補修費の補修用の原材料費の4,356万7,200円、そのほかの消耗品や燃料費は日立に払うのではなく、個々に事業者には払っている。ごみ処理施設管理運営管理委託事業2億7,864万円は、平成24年から28年度までの間で、1年間、2億5,800万の5年契約で、日立製作所に管理運営委託をしており、こちらは直接、日立のほうに支払っている金額であると答弁がありました。

委員より、平成28年度決算で、日立製作所に運営費として4億3,738万3,000円を出し

ているが、ふえているのはどこか。維持補修用材料費は、平成28年度は4,356万7,000円となっているが、年数がたったので補修費用が上がってきているのか。平成28年と29年では5億2,700万だが、どこが上がっているのかとの質疑に対して、担当課より、28年度の決算と29年度の当初予算の違いは管理運営委託事業の部分である。24年度から28年度の分については、1年当たり2億5,800万円ということで5年間の契約をしてきた。この契約更新に当たって、平成29年から30、31年度の3年間は、3億5,000万円で委託契約をしており、約1億円弱違うというところが28年決算と29年当初予算の一番大きな違いであると答弁がありました。

委員より、2億5,800万円が年度が変わって3億5,000万円になる根拠は何かとの質疑に対して、担当課より、24年度からの契約において、実際5億円かかっているのに、5億円の委託料としたいと日立製作所からお願いされたが、いろいろ問題があるということで、年間2億5,800万円、5年間の委託契約をした。28年度に契約が切れて、実費相当の5億円を委託料としてほしいという要求があった。今現在、20人働いているが、糸魚川市としては13人分しか認められないと値段交渉を行って、年間3億5,000万円で協議が決着し、契約して、29年度当初予算を計上したものであると答弁がありました。

委員より、日立製作所は、運転管理委託料で糸魚川市におまけをしていると言っているのかとの質疑に対して、担当課より、運転管理委託と維持補修業務委託で実際、約5億円かかる。大規模補修は1年間、1億円から2億円かかる。つまり6億から7億というところを2億5,000万円で、24年度から28年度の契約がまとまったということだが、どこをまけているということではなく、総合的な金額で2億5,800万円というところに24年度から28年度の委託契約を締結したと認識していると答弁がありました。

委員より、ただ大ざっぱに中身もはっきりしないで20人分を13人分にしているので、全体として、もう1億円ふやしてくれとか、5億円もらいたいという日立製作所との交渉は、土台の部分がないのではないのかとの質疑に対して、担当課より、29年度からの契約の話ということで答えるが、日立が1年間当たり5億という根拠について、人件費で約1億5,000万から6,000万円で日立製作所から提示されてきた。糸魚川市としては、人件費は13人分しか認められないと日立製作所と交渉して、最終的に5億円から1億5,000万引いて3億5,000万円にしたのは、総合的な企業判断であるとしか言えないとの答弁がありました。

福祉事務所関係では、委員より、地域活動支援センター、耐震診断業務委託料、繰越明許費163万4,000円については、どういう内容だったかとの質疑に対して、担当課より、能生保健センターを活用し、地域活動支援センターということで予定して、耐震診断をする中で、途中、その用途に使えないということがわかった。当初の段階から市の建築士等から見てもらって、大まかな判断をすることが、本来、必要であったと反省しているし、今後このような場合は、まず建築士に相談して対応していきたいとの答弁がありました。

委員長より、庁内に技術者がいるのに初期の段階で確かめずに業務委託をして、160万円のお金を捨ててしまうのはまずかったので、今後そういうことのないようにお願いすると意見を述べました。

そのほかにも環境生活課関係では、住宅用新エネルギーの推進、太陽光発電とペレットストーブ

に関する事業、鳥獣被害対策事業、廃プラの埋め立てごみ処理について、福祉事務所関係では、障害者交通費助成事業、介護福祉士奨学金事業、介護ロボット等導入支援特別交付金について、健康増進課関係では、生活習慣病予防事業、健康づくり推進事業、救急医療対策事業について、活発な質疑や意見がありましたが、割愛させていただきます。

なお、3款民生費で、社会保障・税番号制度に関して反対の意見が出され、本案は起立採決となりました。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

おはようございます。日本共産党の新保峰孝です。

議案第82号、平成28年度糸魚川市一般会計決算について反対討論を行います。

2款総務費では、社会保障・税番号制度関連システム整備事業についてであります。住基ネットにさまざまなシステムを接続していくもので、年金を含む社会保障情報、税金の情報等、国と地方を接続し、膨大なシステムの構築を目指していくものであります。

ですが、メリットが少なく、費用だけがかかるものであります。膨大な個人情報、一たび流出すれば、はかり知れない被害をもたらすことが明らかであります。

4款衛生費、乳幼児すこやか事業のフッ素洗口であります。論争中のものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが一番大事なことであります。

7款商工費では、シーサイドバレースキー場管理運営事業に6,900万円、シャルマン火打管理運営事業に1億400万円、両スキー場に合わせて約1億7,300万円支出されております。グリーンメッセ管理運営事業の2,400万円を合算すると約2億円になります。

地球温暖化でスキーができる期間が年々短くなってきております。運営費や施設の維持管理にかかる費用がさらにふえていくことが予想されます。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきと考えます。当面、両スキー場の経営統合を考えるべきではないかと思いますが、残念ながら先を見たしっかりした取り組みがなされているとは言いがたい状況であります。

10款教育費では、香港への中学生海外派遣事業で545万円が支出されております。8月に4泊5日で香港に31名が派遣されたとのことでありますが、中学生海外派遣事業は、義務教育段階での取り組みとしてはふさわしいとは思えないものであります。

以上、議案第82号に対する反対討論といたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

おはようございます。

議案第82号、平成28年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論をさせていただきます。

今、国はアベノミクスの旗振りのもと地域創生、一億総活躍、働き方改革、人づくり革命と、まさにかけ声かけ連発。

ところが一人一人となると創生や活躍どころではない人がいっぱい。むしろいつ弱い立場になるかわからないというのが生の姿。市の計画書などに踊る勝ち行くは、まさにいけいけに過ぎます。

一方、議会基本条例、その根っこにあるのが議員と市長が二元代表、両者緊張を保持し、監視です。

ところが、この両者、現実を見ると情報量といい、動員力といい、格段の差があります。ましてや一般市民となるとなおさらです。このことは日ごろの市の広報広聴活動の実態を見れば歴然であります。

もちろん市との一つ一つを個別に拾い上げれば、限りがありません。例えばジオパーク対応、例えば工場用地対応、例えば柵口温泉対応などなど、ということで、それらを総合的に捉えた上で私は、今回、議案第82号、平成28年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、予算執行全体に係る反対とさせていただきました。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号、平成28年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長報告は、認定であります。

本案は、各委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

再開を11時15分といたします。

〈午前11時06分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第83号から同第86号まで、同第96号から同第98号まで、陳情第5号及び
発議第9号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第83号から同第86号まで、同第96号から同第98号まで、陳情第5号及び
発議第9号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と
結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第9号の説明を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会初日の9月4日において、総務文教常任委員会に付託となりました本案は、審査が終了
いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案認定及び可決、陳情第
5号は採択であります。

まず、議案第83号、平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてで
は、先ほどご報告した所管事項調査の後に審査し、幾つかの質疑終了後、委員から、継続審査の動
議がありました。

採決の結果、継続審査をしないこととしております。その後、本案の採決については、起立採決
の結果、原案認定としております。

次に、議案第96号、糸魚川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定につい
ては、委員より、学校の統合に対する考えについて質疑があり、担当課から、何人になれば統合す
るような目安は今のところは教育委員会は持っていない。地域から子供たちに適切な教育環境の声

が上がり、このような統合となったものであると答弁されております。

このほか、若干の質疑がありましたが、可決しております。

議案第98号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、消火器の使い方や設置についての指導の周知についての質疑があり、担当課より、消火器の取り扱い訓練をする。組合員は多くいる、あるいは組合員の組織が違うので、なかなか1つの場所に集めては難しいが、それぞれ連絡しながら火災予防条例の改正を理解してもらいながら消火器の取り扱い訓練も指導していくと答弁されております。

このほか若干の質疑がありましたが、特段報告するものはございません。

続きまして、陳情第5号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情では、賛成意見があり、特に質疑なく採択されております。

これにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第9号を提出いたします。

これより、提案理由を説明いたします。

発議第9号、私学助成の増額を求める意見書。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っています。

平成22年4月から実施された公立高校の授業料無償化は、平成26年度から世帯収入に応じた就学支援金の支援となりました。私立高校でも同様に、学費の一部を補う就学支援金が世帯収入に応じて支給されております。私学の保護者にとって、学費負担は以前よりは全体的には軽減されたものの、県内私学の初年度納入金で平均約47万円の負担が残ったままです。公立高校と同じく、公教育を担う私立高校に対する私学助成の増額と学費軽減制度の一層の充実が急がれます。

憲法及び教育基本法は、「教育の機会均等」と「私立学校教育の振興」をうたっていますが、私立高校に対する公費は公立の2分の1以下にとどまっています。私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況です。

よって、新潟県並びに政府及び国会におかれましては、私学助成の増額・拡充を一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、新潟県知事、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出します。

以上で、総務文教常任委員会に付託された議案審査についての報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

古川議員。〔16番 古川 昇君登壇〕

○16番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

議案第83号、平成28年度柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

平成21年、権現荘経営の赤字体質が続く中で、打開策として行政が支配人を民間登用いたしました。旅館経営に実績があり、民間企業で培った経験を生かし、地域振興の核施設として地域の活性化、交流促進、雇用、消費と地元貢献を果たす目的で設立された権現荘経営を立て直すために支配人は雇用されました。

平成21年10月に糸魚川市第三セクター等経営検討委員会が発足。翌22年3月に事業分析、経営管理分析、市の関与分析を行い、報告がされております。民間から支配人を雇用しているが、ホテル内部の飲食部門、温浴部門、宿泊部門の部門別管理会計が明確でないため、十分に効率的経営ができておらず、人材不足との指摘がありました。行政の改善、支援の方向性では、行政目的のための事業そのものの存在意義が乏しいと指摘をされております。この時点で行政目的に照らし合わせて、事業の存在意義が乏しいとの委員会の指摘を、行政はどのように受けとめられてきたのでありましょか。行政への指摘であり、民間登用の目的が、この時点では果たされていないという提言書の内容でありました。

指摘された内部調査、収支分析を重視しなかった責任は大きいと思います。指摘された収支分析を怠り、毎年、繰り返してきた新たな経営改善策のみを追及してきた結果、赤字発生の原因を突きとめるに至らなかったと考えます。

課題と対策の指摘で、市直営の弊害、売上原価率、人件費率の高いこと、部門別管理ができていないこと、施設規模縮小と指定管理移行が出されておりました。経営検討委員会の調査分析結果で、管理経営のずさんさが指摘をされたにもかかわらず、放置をして22年、23年と2年間で5,700万円からの赤字につながりました。その後も赤字原因調査分析、管理会計の適正化は放置され続けてきたのであります。

平成21年から27年までの予算決算状況を見ますと、売上金額と支出の中で食材費の比率の高いことがわかります。入り込み客が減少すれば、当然売上高に影響が出て、売上金額の減少につながります。

しかし、7年間の集計では、売上金額が減少しても食材比率は下がらずに高どまりをしているこ

とがわかります。平成24年、25年に食材比率が下がりました。24年、25年と2年間の合計では149万3,000円の黒字を計上しております。残りの各年度の比較では、食材比率が非常に高いことを示して、全て赤字決算で税金で補填をされております。

支出では、人件費、光熱水道費、お客様関連の経費など、固定費はかかります。燃料費の高騰など、原因が明らかに支出を押し上げていることは理解ができるところであります。経費の節減に努められてきたことも十分に承知をしております。

しかし、食材比率が下がらない、高どまりをしてきた状況に赤字原因があるのではないか。食材の仕入れが売上金額につながらない実態をどう理解すればいいのか。毎年、大きな金額をかけて仕入れた食材、食料、飲料がどこにどのように使われて消費されていったのか、ここに大きな疑いが出てくるのであります。

さらには、飲食料の自己消費疑惑、業者との癒着した関係の実態解明をすることによって、赤字につながっていった原因の要素が明らかになると考えます。糸魚川市職員不祥事防止のための行動指針に照らし合わせても利害関係者と必要以上の接触を持たないとあり、違反であります。モラル違反は管理監督者の怠慢であります。

権現荘問題を解明するためにご意見直送便を初め、議会委員会の論議を経て、各調査が行われてまいりました。超過勤務時間が多く、適切な労務管理が行われないとする労働基準監督署により是正勧告、28年の7月の内部監査制度による権現荘の実態調査報告、同じく8月の公の施設、指定管理者選定委員会による権現荘の経営及び労務管理に関する意見について、同8月の民間調査による権現荘経営診断報告書について、同年10月の住民監査請求に基づく監査結果について、平成29年2月、議会からの監査請求に基づく結果についてであります。

以上の調査結果報告や監査結果が示されておりますが、旅館運営管理において基本的な帳簿管理、日計・月計管理、飲食料出納管理、棚卸しなどを支配人が、なぜ実施してこなかったのか、支配人の理由説明はありませんでした。直接聞くことはできませんでした。いかなる理由で帳簿管理を怠ってきたのか疑問は残されたままであります。各報告書に必ず記載された職務怠慢、不手際という簡単な言葉では、1億1,000万円を超える赤字に市民の税金をつぎ込んできたことに到底納得できるものではありません。

市民からは赤字につながった原因究明に注目しているとの声があります。市民感覚からすればどんなに小さな集まりでもそこに会計が発生したならば、お金の収支を記帳し、支払い理由と伝票をつけて明朗会計の報告するのが常識であります。金額の大小ではありません。預かった人が自分のお金でないものを責任を負う認識は持っているのであります。市民感覚では考えられない高い給料で雇用された支配人が、なぜできなかったのか、やらなかったのか不思議であり、疑問だというのであります。市民が納得できる赤字につながった原因の解明と説明、市民への報告が必要であります。単に職務怠慢や不手際などということでは済まされるものではありません。

元支配人からこの間の糸魚川市に対して混乱を招いたとおわびをして、けじめをつけたいとの申し出があるようであります。

1つには、元支配人が混乱を招いたおわびを行政に表明することの理由は何なのであるでしょうか。

2つ目には、平成28年3月からの議会側とのやりとりを混乱としているのであれば、9月30日

まで行政の一員であり、委員会に出席をして説明する機会があったはずであります。委員会に出席させなかった行政にこそ、混乱の責任があると思います。行政におわびをして一定のけじめをつけるとは、どういうことなのか理解ができません。

議会では、平成29年3月議会で柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底説明と責任問題の明確化を求める決議をいたしました。議会として不正疑惑を解明して、権現荘の赤字原因を明らかにしていく責任があります。私たちは、昨年、議会基本条例を制定いたしました。市民に対して議会基本条例では、公平性、透明性、信頼性を重んじて、市民に開かれた議会を目指すことが言われております。行政が行ってきたことを監視し、分析し、評価することは、議会及び議員の責務であるとしております。行政が、各項目調査によって不正疑惑の判断がつかない現状では、議会責任を果たすべく議会として調査権を行使することも視野に入れていく必要があるのではないかと思います。

元支配人は平成28年9月まで権現荘で経営管理を担って、運営に携わっておられました。平成28年度決算においては、その不正疑惑の解明が明らかにならない限り、認定するべきではないと考えます。

よって、議案第83号、決算認定には反対するものといたします。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

議案第83号、平成28年度柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

初めに申し上げますが、現在、小林前支配人における諸問題が指摘されております。これにつきましては、現在調査中であり、その調査結果を待たなければなりませんし、赤字決算についても決して容認しているわけではないことを初めに申し上げておきます。

本題に入ります。

赤字経営が続いてきた権現荘も施設改修後、平成28年度において1,297万円の黒字経営を確保しました。

また、総務文教常任委員会として長年にわたり、行政側に対し要請してきた指定管理者制度への意向がようやく実を結んだという点で大きな前進であります。平成28年度は、まさに行政改革を推進できた点で賞賛に値する特別な年度であると思います。

これまでの権現荘について経過を手短に申し上げますが、合併前の平成12年、旧能生町時代、この施設は助役直結の管理下に置かれ、改修費用として6,910万円まで基金を積み立てていましたが、施設の老朽化を初め、国内景気の状況や中越地震、あるいは中越沖地震などによる災害の影響、また近隣自治体に幾つかの類似施設が建設されてきたことにより、徐々に基金が減少していき、合併4年後の平成21年には、ついに基金が底をつく状態に陥りました。

このような状況の中、合併時の平成17年9月に糸魚川市議会として行政改革特別委員会を設置

しましたが、その中でも権現荘の赤字経営について調査し、具体的解決策に向け、真剣に協議いたしました。当時の行政改革特別委員会では、日帰り入浴施設温泉センターの人件費等、固定経費の部分を解消することにより、経営再建できるのではないかと、あるいは、その後も条例改正し、宿泊料金を上げ、経営努力を重ねたにもかかわらず、なかなか経営改善することができず、困難を極めておりました。

その後、総務文教常任委員会に引き継がれた後も絶えず議論を重ね、民間譲渡してはどうかという意見も出ましたが、補助金返還の問題が生じるため、糸魚川市としては、今後の補助金申請をする場合に支障を来すだけに、それだけはしたくないという行政側の考え方もあり、苦慮してきたところです。

そこで、当時の総務文教常任委員会では、民間譲渡が困難であるならば、早期に指定管理者制度に移行し、民間事業者に管理運営を任せてはどうかなど、再三にわたり他市町村の類似施設も調査しながら真剣に協議を重ねてまいりました。そのような中、指定管理者へ移行する前段として権現荘を再建するため採用されたのが小林支配人であります。

小林前支配人は、着任早々、この老朽化した施設では、お客様に満足していただけない。早期に施設改修をしなければ黒字経営への転換は難しいとの意見要望がありましたが、行政側としては、当時、合併条件である新市建設計画を中心に施設整備計画がめじろ押しであり、また国の方針としての小中学校等公共施設の耐震化など、各施設における整備計画の優先順位が既に決まっていたときだけに、急に浮上した権現荘改修工事を行うことは、極めて困難な状況下にありました。あわせて、行政側における指定管理者制度に対する情報不足も重なり、なかなか施設改修を初め、経営再建できる状況ではなかったと思います。

そこで、小林支配人が経営再建のためとった行動は、とにかく顧客をふやし、リピート客をふやすため食の館としてお客様に満足していただけるよう、高級食材を生かすことにより、お客様へのおもてなしを第一に営業活動を行ってきたと伺っています。もちろん、現在、問題となっている小林支配人のさまざまな行動等につきましては、先ほども申し上げましたとおり、現在捜査中ですので、その結果を待たなければなりません。着任当時の平成21年度以降の国内経済は、リーマンショック後による国内景気の停滞を初め、平成23年に発生した東北大震災の影響による国内旅行者の減少、あるいは近隣自治体において競合施設が増加したことも老朽化した権現荘の経営にとっては、極めてマイナス要因に働いたものと思います。

このようにさまざまなマイナス要因が重なったときだけに、平成21年度以降の赤字経営について全責任を小林支配人に負わせるのは、余りにも乱暴であります。仮に、平成21年度以降も、引き続き、それまでと同様の管理体制のまま行政職員が支配人として権現荘経営を続けていたとしたならば、ますます顧客を失い、赤字が膨らんだかもしれません。

そのような意味において、先ほども申し上げましたが、平成17年に発足した行政改革特別委員会、そして、それを引き継いだ総務文教常任委員会では、早期の指定管理者制度への移行を再三にわたり行政側に要請してきた経過があります。それだけに平成28年度決算において、黒字経営を確保し、積年の課題であった権現荘の指定管理者制度へ移行できた点は、時間がかかったとはいえ大いに評価できるものと思います。これを契機に、今後のますますの行政改革に期待したいと思います。

以上の観点から私は、平成28年度柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について賛成すべきであると考えます。

なお、最後に申し上げますが、この権現荘の設置目的は、地域住民の健康増進、市内外、県内外の宿泊客を受け入れ、温泉や食事を楽しんでいただくとともに、周辺観光施設への誘客を図るための施設でもあります。あわせて、パートを含め、地域雇用35名、地元食材の仕入れ、あるいは施設維持管理業務など、多くの点で経済的に見ても地域貢献をしている施設でもあります。産業基盤の脆弱な上南地域の核施設でもあることを最後に申しつけ加え、私の賛成討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

糸魚川21クラブの田原 実です。

議案第83号、平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場より討論をいたします。

そもそもこの権現荘問題、元支配人が何年もの間、一存で勝手なサービスを行い、勝手に権現荘の客室に泊まり、しかも伝票や帳簿が曖昧にされ、確認ができないというずさんな会計処理をしてきたことは、裁量権だ、公会計だという以前に行政への信頼を失わせる事柄であり、最後は市民にツケが回されたゆゆしき出来事であり、いまだ解決しておりません。さまざまな不正が疑われる元支配人については、再雇用せずという処分を行いました。不正の真相は闇の中、いまだにその疑念が晴らされることなく今日に至っています。

さて、元支配人を解雇した後を引き継いだ能生事務所における会計処理はどうですか。伝票はありますか。帳簿にはつけましたか。収入と支出は確認できていますか。9月22日の総務文教常任委員会では、議案第83号、決算認定について審査され、能生事務所も出席して答弁をしていましたが、その中で権現荘運営費の支出におけるカラオケなど音楽書作物使用料で20万円以上の支出をしながら、カラオケ利用の状況を確認できる資料がなく、説明できない状況でした。払う金はさっさと払い、もらうべき金はもらったかどうかわからない。これが市民の税金を預かる役所がやることでしょうか。いつからこんな町になってしまったのか。糸魚川市民として大変残念に思います。

平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算に対しては、信頼することができませんので、この決算の認定について反対いたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、平澤惣一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。〔1番 平澤惣一郎君登壇〕

○1番（平澤惣一郎君）

議案第83号、平成28年度柵口温泉事業特別会計決算に対する反対討論。

平澤惣一郎でございます。

これより、議案第83号、平成28年度柵口温泉事業特別会計決算認定に対し、反対の立場で討論を行います。

柵口温泉権現荘事件は、前任期の議会においても大きな問題となっており、新任期となった今でも数々の疑惑に対して何ら明確になっておらず、市民に対する説明責任も果たされておりません。これまでの審議経過を見る中で、経営健全化のために民間登用した支配人のずさんな経理や放漫経営を見逃し続け、1億円超の累積赤字を市民の血税で補填し、巨額の事業費によるリニューアル工事後も約束した年間2,000万円の黒字化も400万円の黒字にとどまり、平成27年度では、約2,300万円の赤字となっております。これまでの巨額赤字の原因調査の経過を見ても、庁内委員会及び有識者委員会より調査結果及び監査報告も背任・横領を裏づける決定的な証拠が見つからないまでも正当な会計処理を裏づける書類の欠落が報告されております。

本年3月議会での監査公表第8号、議会からの監査請求に基づく監査の結果においては、次のように述べられております。

1つ、食材や飲料品などの出納管理をしていなかったことは、糸魚川市財務規則上、不適切である。

2、注文伝票の破棄は、不正防止上の観点からは極めて不適切であり、糸魚川市文書規程上も不適切である。

3、取引業者への作業依頼は、糸魚川市職員不祥事防止のための行動指針に反しており、不適切である。

以上のように問題点を指摘し、今回の監査においては証拠となる文書がほとんどなかったため、不正の有無を判断することができなかった。文書で記録を残すことは、事務処理の基本であり、大変遺憾である。糸魚川市財務規則や市職員不祥事防止のための行動指針などの不正を防ぐ基本的な仕組みはあったが、その仕組みが適切に運用されていなかった。不正を防ぐ仕組みの運用状況を確認する体制など、内部統制制度の充実が必要であると考えするなど厳しく行政の管理体制の甘さを指摘しており、このような監査結果が出されている決算を認めることなど、市議会として断じてあってはならないと断言するものであります。

にもかかわらず、所轄の総務文教常任委員会において賛成多数で認定されたことに、これで本当に議会のチェック機能が働いているのか、甚だ疑問であり、遺憾であります。

また、迷惑をかけたはじめとして、小林前支配人より42万円を自主返納し、米田市長はこれを受け取るとしておりますが、これではじめをつけ、不透明決着することなど言語道断であります。柵口温泉権現荘の不正疑惑の徹底解明と市長及び担当部局の管理監督責任の明確化をすることこそ、市民との約束ではなかったではありませんか。権現荘の経営を計画を前倒しし、第三セクターに移譲し、関係した職員は移動、疑惑解明は警察に丸投げなど、余りに無責任であります。犯罪を立証する証拠がなかったとされていますが、犯罪行為を裏づける証拠や証言をもとに第三者による刑事告発がなされている状況を鑑みても、議会として最大の調査権限を発揮できる百条委員会を設置し、疑惑を明らかにするべきであり、二元代表性の議会としての責任を果たすことこそ市民の付託を受けた市議会議員の責務であると思えます。

今から1年前、疑惑に満ちた柵口温泉権現荘の決算を求めたときには、糸魚川市議会の死んだ日

とやゆされ、多くの市民から厳しい批判の声が上がりました。私もその1人であります。

さらに今回の議会において、保育料滞納問題も発覚し、事務処理の怠慢が原因との報告には、これまで生じた数々の不正会計事件などの反省も教訓も何ら生かされておらず、再発防止の誓いなどの場しのぎの答弁であると言わざるを得ません。

過去の過ちを繰り返すことなく、市当局に対し、猛省を促すためにも本決算を断固として否決し、議会として真相解明に全力を尽くすべきであります。多くの市民より議会の存在意義を問われている今、数の論理などと批判されぬよう議員諸兄におかれましては、しがらみに縛られることなく、勇気を持って反対することを強く要望して私の反対討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第83号、平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

この議案は、民間登用された元支配人が管理運営にかかわった最後の年度事業会計となります。平成21年度より累積赤字が約1億1,000万円を超えており、累積赤字自体、大変な金額であります。その赤字理由が不明確なままであることが最大の問題であります。特に食材料費の内容を確かめる記録や帳簿がなく、監査委員を初めとしたほかの機関より大変厳しい指摘を受けていることは、議員各位が承知しているところでございます。

また、裁量権による不透明な飲食サービスの内容や、外部業者と元支配人による宿泊と飲食の事実関係が行政の調査では曖昧な状態が続いております。

さらに労働基準監督署より指導を受ける労務管理についての実態についても詳しく説明がなされておりません。そして、行政が相談している警察の捜査についても、いまだに結論が出ていない状況であります。平成28年3月定例会以来、行政は一般質問や委員会の場で各議員の追及に対して赤字の分析をしてこなかったことを反省する前に、議会が各年度の決算を認定してきたことを強調してまいりました。そうであるならば、調査不十分な内容のまま認定できるわけがありません。

また、議会としても、ことしの3月定例会において柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議を全会一致で行政に求めております。

つまり、行政自身が調査の限界であるとして警察に相談している以上、その結果が出るまで、もしくは議会が百条委員会で食い違っている証言を確認する以外に解決しない状況であります。元支配人が平成28年9月までの在任中にかかわった会計については、現段階では認定すべきではないと考えます。少なくとも改選前の議員におかれましては、市民に対して赤字の内的要因と市税の使われ方について説明する責務がございます。

もう一つ、反対の理由がございます。

それは行政が反省の弁を述べるとき、怠慢と不手際であったと言っておりますが、ただその怠慢

と不手際の程度が説明されておられません。

したがって、もしこれを認定するようなことがあれば、それは議会基本条例の精神に背く行為とも言えます。さらに、議会の機能を放棄することにもなりかねません。

最後に、経営赤字自体を否定しているものではありません。赤字の内容が不明なまま市税を投入することを公認することが危険であることを重ねて強調いたします。議会基本条例とともに作成した議員と初当選された議員の賢明な判断をお願いするものでございます。

以上で、議案第83号、平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第83号、平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

権現荘は、宿泊客が減り続け、平成28年度は8,938人、最盛期の35%になっている状況にあります。約4億円をかける大改修に取り組み、平成27年8月にリニューアルオープンしましたが、リニューアル工事による休館等の影響がない平成28年度決算で一般会計からの繰り入れが439万円となっております。

民間的手法のよい面を取り入れようと小林支配人を招きましたが、原価管理、伝票の管理、物品の管理もずさんであり、管理監督もまともになされてきませんでした。平成21年度に採用された小林金吾支配人は、平成21年度1,500万円の赤字、翌22年度には過去最大の4,000万円の赤字を出し、7カ年で1億円を超える赤字を出し、一般会計から補填をしてきました。平成23年度より、指定管理制度に移行するとの方針がリニューアル後、黒字にした上で指定管理者制度へ移行すると変わりましたが、リニューアル初年度で2,400万円もの赤字計上となりました。

赤字の理由として、リニューアル工事による休業、フェレットボイラーの導入、光熱水費の増大、食材原価率増大などを理由として挙げました。議会所管委員会の調査の結果、ずさんな経理状況や労働基準法に抵触する労務管理、保存義務のある伝票の廃棄、支配人による宿泊客用特別室の無断使用、取引業者、友人を呼んでの無料での飲食・宿泊などの実態も一部明らかになってきております。

不祥事防止のための行動指針は、活字にしてあろうがなかろうが、公務員として当たり前のことではありますが、そのようなことさえ守られておらず、裁量権、業務の範囲等不正が疑われるような行為を擁護するような答弁に終始してきました。そのことが結果として市民に大きな負担をかけることになりました。知らなかったでは済まされないことであります。

住民監査請求では、1年の期限がありますが、だからといって、それ以前のことを許されるわけではありませんし、監査請求で調べるのには限界があるからといって、監査の限界を超えるものは

許されるというものでもありません。指定管理前の最後の決算となりましたが、4億円をかける大改修をしても一般会計からの繰り入れが439万円となっております。これまでの経過を勘案すれば到底納得できるものではありません。

たび重なる不祥事を教訓とせず、放漫経営を続けてきた責任は極めて重いものがあります。責任を明確にすることを改めて強く求め、反対討論といたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

議案第83号、平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行わせていただきます。

今ほど各氏からいろんな反対討論、賛成討論もありましたけれども、私この反対討論、まことにしごくもつともだと思っております。まずそのことを初めに言わせていただきます。

私、本案の母体である予算案審査などに当たって、指摘・主張し続けてきました、ご存じのように。日帰り1万5,000円プランのチラシが市の金でつくられ、ばらまかれていること自体だめ。福祉健康交流などのうたい文句とは裏腹のまさに高級ホテル、美食家向け、イケイケ路線、それ自体もだめ。これらを検討し、正していくのが行政の役割と言っていました。

さらに私、折に触れ、指定管理者、あるいは第三セクター、民間導入、それぞれいろんな問題がありました。などへの行政対応、責任のとり方を追求し続けてきました、提言し続けてきました。

一方、こういった市民にとって、ある意味マイナス、明に対しての暗、長所に対しての短、表に対しての裏などがほとんど、私に言わせれば知らされないままに時間が経過してきた、今日に至ってきた。この現実を私たちはもっと直視できるような行政をつくろうじゃないかと言いつけてまいりました。

さらに、これも各議員、取り上げておりますけれども、二元代表を高らかにうたい上げた、あの議会基本条例であります。本当に市民のものに、議会基本条例を市民のものにするために今こそ、その一面ではありますけれども、市の広報、あるいは広聴、市政が問われていると、これも主張させていただいております。

まさに、その実践例として今回の問題があります。私たちに突きつけられているのが、具体的に言えば、結構これも取り上げられてきましたけれども、ことし2月24日の市議会本会議で行われた市の監査委員の報告であります。これも随所で取り上げられておりますけれども、あえて改めてこの場で取り上げさせていただきます。こうでした。

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、昨年、これは平成28年、12月27日に本議会から請求がありました監査の結果について報告と、こうある。今回の監査におきましては、証拠による文書はほとんどなかったため、不正の有無を判断することができませんでした。こう来ております。

文書を残すことは、事務処理の基本であり、大変遺憾。規則、指針などの不正を防ぐ基本的な仕

組みはありましたが、その仕組みが適切に運用されていませんでした。不正を防ぐ仕組みの運用状況を確認する体制など、内部統制制度の充実が必要だ。こういうふうに言っております。これはまさに監査報告でも、ある意味では、裏から見れば二元代表の一方である市政、市長といひましようか、はもちろん、今一方の代表である議会、議員といひましようか、に突きつけられた具体的な警告・提言でもありました、監査結果報告。

さらに、先ほどの総務文教常任委員長の所管事項の調査報告にもありましたように、行政の限界という言葉が出てきました。何でしょう、この行政の限界というのは、これ皆さん、私たちの問題として考えていこうじゃないですか。行政の限界という言葉が出てきた、このこと自体が大きな問題をはらみ、残したということです。象徴的な動き、流れです。

よって、私、以上の事例を、これは各議員の方々も唱えました。主張しました。当然、このことを踏まえた上で、この事例というものを深く受けとめた上で、私、今案件、議案第83号、平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論とさせていただきます。

つけ加えれば、これで反対討論が終わった、賛成討論が終わった、はい、いこまいかと言うんじゃない、私は、私たちが抱えてる問題を今、私たちみんなで提起し合つとると。このことを皆さんに訴えたい。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

暫時休憩します。

再開を13時といたします。

〈午後0時06分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより、議案第83号、平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第84号、平成28年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第85号、平成28年度糸魚川市学校給食特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第86号、平成28年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

+

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第96号、糸魚川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号、糸魚川市おててこ会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により発議第9号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第9号、私学助成の増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第5号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第5．議案第87号から同第91号まで及び同第99号から同第109号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第87号から同第91号まで及び同第99号から同第109号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

議案第87号から同第91号まで及び同第99号から同第109号まで、建設産業常任委員会に付託となりました関係部分について審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

議案第89号、平成28年度糸魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入の水道使用料、滞納繰越分について質疑があり、14名、138カ月分が未納で、半数以上の方が滞納繰越で、現年度分の方がまた滞納繰越になっている現状とのことでありました。積極的に未納にならないようお願いをしていきたいと答弁がなされております。

議案第91号、平成28年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分については、ガスホルダーの修繕、維持費、管理費に係る経費について質疑があり、10年に1回ガスを抜いて開放検査をしている。当市内に6カ所あるうち、一番大きいホルダーは、4,000立方メートルのタイプで、検査に6,000万円ほどかかっている。修繕費は、特別修繕引当金を充当するが、計画的にその費用を見積もって、毎年度、引当金へ積み上げていると答弁がなされております。

議案第99号から同第106号まで及び同第108号については、指定管理者制度にかかわる施設条例の一部改正であり、改正前は施設の管理を「指定管理者に行わせるものとする」ということで、必ず指定管理者が管理しなければならない趣旨の条文であったのが、改正後は「指定管理者に行わせることができる」として、できる規定に変更することによって、指定管理または直営で管理方式に変更が生じた際、条例改正が間に合わず、法令上の管理者が不在となるリスクを回避できるとのことであります。特に各地区の集会施設が多いが、地元の方とも柔軟な対応で検討していきたいといった説明がありました。

また、委員から、実際に地区で指定管理していくことが厳しく、行政が直営しなければならない事態が出てきているということかという問いに対し、指定管理を行っている施設はたくさんあるが、そういった重要な事態にはないと考えているとの答弁がなされております。

そのほかの議案でも若干の質疑がありましたが、報告は割愛をさせていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第87号、平成28年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第88号、平成28年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第89号、平成28年度糸魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第90号、平成28年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第91号、平成28年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第99号、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号、糸魚川市農村コミュニティ広場条例の一部を改正する条例の制定につい

てを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第102号、糸魚川市木地屋の里条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第103号、糸魚川市活性化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第104号、糸魚川市森林公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第105号、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第106号、糸魚川市上路山姥の里条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第107号、糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号、糸魚川市セイフティコミュニティ広場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第109号、市営土地改良事業計画についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第92号から同第95号まで、同第110号、同第111号及び同第113号から同第115号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第92号から同第95号まで、同第110号、同第111号及び同第113号から同第115号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

本定例会初日に市民厚生常任委員会に付託されました議案について審査が終了しておりますので、

その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定及び可決であります。

以下、それぞれの議案についての審査の過程における主な事項について報告いたします。

議案110号、糸魚川市障害者地域活動支援センター条例の制定について。

委員より、福祉施設の指定管理者制度の考え方に関する質疑があり、理事者より、糸魚川市が合併して指定管理者制度を採用した経緯とデイサービスやショートステイなど福祉施設の指定管理の経緯についての説明があり、社会福祉法人等に指定管理する場合もあるので、できる規定にしたものであると答弁されました。

また、委員より、福祉作業所の委託の方式や職員の身分についての質疑があり、担当課より、いちょうの家、青空工房、あけぼの福祉作業所を社会福祉協議会へ業務委託しており、職員の身分は社会福祉協議会の職員であると答弁されました。

議案111号、契約の締結について（糸魚川市ごみ処理施設整備運営事業建設工事）。

冒頭、委員長より、7月の委員会での織田副市長の発言は、1者応札に関しては、建設産業常任委員会で工事費について、また、総務文教常任委員会で契約について協議をしてもらおうというものだったことから、この発言の真意について、また、二元代表制の議会・委員会を行政側が尊重することを確認したところ、織田副市長より、入札に関係するのは建築、土木など建設産業所管の事柄が多い、入札制度は企画財政課が担当しているので総務文教も関係するというので、市民厚生常任委員会だけではなく、ほかの委員会も含めて全体的に検討しなければいけないと言ったのは、この議案に関係してということではなく、市の入札制度を1者の場合は入札しない方法で検討すべきではないかという委員会が出された意見に対する答弁であり、今後、1者応札を可とするか不可とするかは、部内で検討する。その後、議会にも相談し、来年度の入札制度に向けて検討したい。また委員会の審議については、常に慎重にし、確認し、絶えず尊重しているとの答弁がありました。

委員より、議案111号は、契約金額58億3,200万円の建設工事の契約議案であり、これに続き10月に運営委託契約79億7,040万円の締結とあるが、建設工事よりも運營業務のほうが高額だ。建設工事や契約議案の議決により、運營業務は自動的に市のほうで委託契約を結べる、議会の議決は必要ないという考え方かとの質疑に対し、担当課より、議会の議決案件については、工事または製造の請負契約で一定の金額以上が議決案件である。今回の議案第111号は、整備運営事業の建設に係る部分の議決である。運營業務の委託については議決案件になっていないということで、建設工事の請負契約を認めてもらえれば、協議が整い次第、特別目的会社と市で運營業務の委託契約をするという事業スキームで入札の公告をしたとの答弁がありました。

委員より、20年間の分もDBO方式で一体と言っている以上は、少なくとも一体で出すべきではないか。それが筋だと思うがどうかとの質疑に対し、理事者より、地方自治法で議決事件が決められている。工事、製造関係は議決事項にあるが、委託契約のほうは議決事項ではないと理解し、市はそういう考え方でやっているとの答弁がありました。

委員より、昨年11月の委員会で、担当課より、予定価格を公表しても、近年の他市の状況を見ると競争原理が働いて85%程度の平均落札率になっているとの説明があったが、7月25日の委員会では、結果的に1者の応札で落札率が89.3%、予定価格よりは非常に下がったと説明している。平均落札率よりも高いのに、非常に下がったと説明しているのはどういうことかとの質疑

に対し、担当課より、11月の委員会でそこまで言い忘れたのか、複数で競争する場合の落札率が85%と言うつもりで会議録に載っていないのなら言っていないということなので、その点は大変申しわけないが、2者以上に応札したものについては85%程度、1者の場合は、そのとき言及しなかったのかもしれないが、100%近い落札率というのが実態である。それを受けて、今回、DBO全体として89.3%の落札率だったので、1者応札の割には予定価格よりも相当大きく下がっていると言ったものであるとの答弁がありました。この答弁に対しては、委員長より、軽々に過去の委員会の発言を覆すようなことはやめてもらいたいと注意をしております。

委員より、人口も減る、ごみの排出量も減っていくとわかっている、何で48トンなのかと思う。どう考えるかとの質疑に対して、担当課より、処理量としては、平成32年から7年間で最大のものを計画量にするというものだ。当市の人口推計は右肩下がりであり、1人当たりごみ排出量は大きく変わらないと考え、平成32年度から51年度までの間で一番多いと推計したのが平成32年度である。それをもとに環境省の基準で当市の規模を算定したもので、特に量を調整して考えたものではないとの答弁がありました。

委員より、糸魚川市の建設費契約額54億円は、値段が上がってきた平成28年と29年の中の48トンプラスマイナス10トンの範囲の他市の施設と比較したら金額的に一番高い。結果を見てどう思うかとの質疑に対して、担当課より、高い、安いではない、環境省のデータベースで算定し、3者から参考見積をとって予定価格を出し、応札の結果、建設の部分では90%ちょっとの落札率で54億になったということだとの答弁がありました。

別の委員より、平成23年度以降、資材単価、労務単価が高騰し、3年後の東京オリンピックを控えている中で、今後も上がるであろうということについて、行政はどのくらい把握しているかとの質疑に対し、担当課より、東北大震災以降、労務単価や資材が上昇し、新潟県では、平成24年を100とすると、平成29年の労務単価が146.6、建設資材が112.6。それに伴い建設費等も上昇し、鉄筋コンクリート造の建設単価は、新潟県では平成24年を100とすると、平成28年が146.0である。以上、労務単価と資材の上昇率を合わせれば大体同じような数字になるので、今回の施設については、それほど高いとは感じていないとの答弁がありました。

委員より、建設予定地が海沿いで、津波対策、塩害対策もあるだろうし、非価格要素の審査では、耐震性や液状化対策について十分考慮されたものとして選定委員会の評価が高かったと捉えてよいかとの質疑に対し、担当課より、提案書には、新たに液状化等の調査し、堅牢な支持層までの基礎構造をつくと書いてあるとの答弁がありました。

委員より、液状化が起きるようなところに建ててはいけないのではないかとの質疑に対し、担当課より、海岸部は液状化しやすい地質ではあるが、詳細は実施設計の中で詳細に土質調査をし、くいを何本打つ等の対策を講じるとの答弁がありました。

委員より、建設費の財源に、糸魚川市として補助金申請をやるだろうが、上限どのくらいまで市の負担になるのか計算をしてあるのかとの質疑に対し、企画財政課より、市の負担を一般財源ベースで考えると最高で28億になる。今、過疎債を限りなく使いたいと国へ要望しているが、もし満額認められれば、28億の負担が13億3,000万まで落ちる。一部認められる形だと20億ぐらいと試算しているとの答弁がありました。

委員より、30年間、施設がもつようにつくるということだが、どこが30年もつのか。建物が

30年もって、プラントの機械類は5年とか10年とか15年とかで、次々交換していくのかとの質疑に対し、担当課より、運営は20年であるが、プラント設備は約30年間の使用を前提に設計建設業務及び運営を行うこととすると要求水準書にある。30年間もたせると事業者に提案してもらっているとの答弁がありました。

委員より、契約は公正な取引の確保を損なうことのないように議会の議決に付すとなっている。地方公共団体が行う入札や契約においては、公正さと、参入の機会を均等に確保することと、経済性の追求という3つが求められている。しっかりと頭に置いて取り組んでもらいたいがどうかとの質疑に対し、副市長より、今回の入札は、これまでの市民厚生常任委員会で十分、協議・相談してきたと思っている。DBO方式、予定価格の事後公表、地元企業の参入の仕方、地域貢献の仕方と、いろいろ協議をした上で、粛々と入札業務を執行してきた。入札率、金額は、その結果として受けとめている。公平性や競争性は十分保たれていたと思っているとの答弁がありました。

別の委員より、契約についてわかりにくい。議案111号に建設費で出ていて、運営費も相当な額を出していくわけだが、建設費は111号で出ていても、そっちのほうは欠けているとの質疑に対し、企画財政課より、運営費に関する部分で議会議決が要らないのかという点は、債務負担行為が議決されたのが昨年の12月議会で、平成32年から20年間、運営経費についてはこの範囲内で行うということを出している。それも予算と同じ効力を待つので、その範囲内であれば、ある意味、予算の削減は議会ではできないとなっているとの答弁がありました。

委員より、地方自治法の解釈の点で、契約は市長がやるもので、議会では、工事または製造の請け負いに限られた範囲でいいのだという考え方があると思う。基本的にはそういうものも大事だと思うが、今、DBOとか、新しい仕事のやり方が出てきている時代に、今までどおりでいいのかと思う。1者応札については、市で改善しようと思えば改善できるので、ぜひ改善してもらいたいと意見が出されました。

委員より、DBOの場合は、建設費だけを先行して進めていくことは法的に問題ないか確認したい。分けてやっていいのかということについての解釈である。債務負担行為の話企画財政課長がしていたが、そのときに建設工事に関しては議決をもらうもので、運営費に関しては議決事件ではないというような話を聞いておけば、そこからの委員会の審査は、また違った可能性もあるわけであるが、その説明を聞いていない。説明したなら、したという話をしてもらいたいが、いかがかと質疑があり、担当課より、昨年12月の市議会定例会の議案第140号の補正議案の説明資料で、事業スケジュールとして、12月議会で債務負担行為の補正予算を提出し、1月に入札公告、7月に落札者の決定、9月に建設工事の請負契約議案を9月市議会定例会に提出するというように説明した。そういう部分では、もう少し説明が必要だったのかもしれない。そのときに資料として提出したつもりではあるが、説明の仕方が不足している部分もあったかというふうには感じているとの答弁がありました。

委員より、先ほどの説明について確認をしたが、9月で契約の運びにしたいということではあったが、その後の運営費に関しての議会での取り扱いまでは言及はなかったとの指摘に対して、担当課より、12月議会では運営までの言及はしていないと記憶している。スケジュールを示し、29年9月に建設の請負契約の議案を出したいということで説明をしたと思う。その前の11月の委員会で、入札説明書や実施方針について資料を示し、9月に建設工事の請負契約を議会へ提出し、

10月に運営の委託契約について締結というスケジュールを示してある。ただ、建設と運営の契約がそれぞれ別々で、そういうスケジュールでやるという部分については、説明が少し不足していたのか感じていると答弁がありました。

委員長より、少し説明が不足していると脚色するのはやめてもらえないか、説明はあったのか、なかったのかとの指摘を受け、担当課より、運營業務委託の契約締結については資料に記載はあるが、そこに直接触れた説明がなかったと答弁がありました。

ここで別の委員より、採決の提案があり、質疑を終結する前に委員の意見を聞いたところ、議会も行政も二元代表の双方であればこそ、十分、慎重に対応してもらいたい。この議案審査の中で、運営についても一緒に審査しないと十分な審査にならないというところがあったのではないかと。これは単なる事務処理的にどうなんだということだけじゃなくて、建設費あるいは運営費といったものは見直すべき点が今回たくさん示されたと思うなどの意見が出されました。

委員長より、今回非常に難しかったのは、DBOであるということと、20年間の委託契約がどうなっていくかということが企画財政課による債務負担行為の説明の中で、それを含んでいることだとの説明はあったが、担当課から、それに関する説明はこれまでなかったということで、建設工事費の契約については認めても、同時に運営費を認めるものではないというところを確認したいと申し述べました。この後、委員より、継続審査としたい旨の動議があり、これについて採決の結果、起立少数で継続審査としないものと決しました。

続いて委員より、1者応札について、可か不可かを考えて改善すべきであるという意見集約の提案があり、これについて委員会に諮った結果、起立採決により集約しないこととしました。続いて討論となり、行政側の努力もあると思うが結果的に1者応札であり、契約金額はほかの自治体に比べて、いろんな面から見て、やはり高い。いろいろ問題があるので賛成できないとの反対の意見が述べられ、起立採決の結果、可決することに決しました。

議案第113号、平成29年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

委員より、システム改修をし、個人番号でつないで、どういう情報のやりとりをするのかとの質疑に対して、担当課より、主に国保の資格を有しているかどうかの連携で、個人番号をもとに被保険者のデータと国民健康保険税のデータを合わせて連携させ、その後、年金引き落としかどうかは年金受給の金額にもよるので、市としては、この人が特別徴収に該当する、しないの判断はなく、データを送る際に、被保険者の個人番号を送っていくとの答弁がありました。質疑の途中、反対の意見が出され、起立採決の結果、可決することに決しました。

議案第114号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

質疑の途中、糸魚川市後期高齢者医療特別会計については、抜本的な見直し、是正を主張してきたので反対するとの意見が出され、起立採決の結果、可決することに決しました。

議案第115号、平成29年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

質疑の途中、社会保障・税番号制度の制度そのものに反対なので、これについても反対するとの意見が出され、起立採決の結果、可決することに決しました。

以上で、市民厚生常任委員会に付託されました議案審査についての報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田中 立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田中議員。〔15番 田中 立一君登壇〕

○15番（田中 立一君）

市民ネット21、田中 立一です。

議案第111号、契約の締結について（糸魚川市ごみ処理施設整備運営事業建設工事）に反対の討論をいたします。

平成32年4月に供用開始を予定しております次期ごみ処理施設は、ストーカ焼却方式を導入し、施設規模は1日当たりの処理能力が48トン、建設費54億円で処理能力は1トン当たり1億1,250万円となっております。建設から運営まで一括して発注するDBO方式を採用し、運営期間は平成52年までの20年間で、運営費73億8,000万円を含めたその総額は127億8,000万円となっております。

それで、まず建設費についてであります。施設規模は9月19日に提出されました市民厚生常任委員会での資料では、平成28年に契約された他の自治体との人口での比較をしてみますと、宮津と謝環境組合は約4万2,000人で1日処理能力は30トン、恵庭市は約6万9,000人で同じく56トン、山鹿市は約5万3,000人で46トン、登米市は約8万1,000人で70トン、見附市は約4万人で38トンと見られますように、糸魚川市、約4万3,800人で48トンは、人口割合からいっても他の自治体よりも施設は断トツに大きい。果たして、このような大きな施設は必要か、疑問に思うところであります。

さらに資料によりますと、稼働する平成32年のごみ量は、家庭ごみ9,397トン、事業系燃やせるごみ2,729トンほかで、計1万2,201トン、これを1日処理量に計算しますと1万2,201トンを365日で割り、実質稼働日数を0.77を計算し、さらに調整率を加えますと約45トン、それに災害廃棄物5%を足せば、確かに48トンにはなる計算になります。

しかし、ここ数年のごみ量の変化を見ますと人口減少とごみの分別が進み、大体、年2%ぐらいずつ減少をしております。昨年の事務報告書を見ますとごみの処理量は、家庭ごみが9,034トン、事業系が2,749トン、計1万1,833トン、これに廃プラを加えますと538トンで、計1万2,370トンほどになります。稼働する32年には、この計算でおおよそ6%のマイナスをすると1万1,600トンほどになり、これを先ほどの計算に直しますとおおよそ43トンになります。また、8%のマイナスに計算しますとおおよそ1万1,300トンほどになり、やはり同じ計算で42トンとなります。災害廃棄物については、昨年の駅北大火でも清掃センターに持ち込まれた量は約77トンでありました。単純に1日1トンでも2カ月半で足りる計算であります。5%を加算

する根拠は不明であり、説明が不十分であると言わざるを得ません。このように計算しますと稼働する32年度だけで42トンで、後はそれ以下になる。そのように思います。

少なくともごみの減量化を進めていけば48トンは過大な設備ではないかと思われま。処理能力1トン当たりの建設単価で比較をいたしましても糸魚川市の1億1,250万円は、他の自治体と比較しても高くなっております。

先ほどの同じ資料で平成28年契約を見ますと糸魚川市よりも高い数字を出しております宮津与謝環境組合は、メタンガス発電とマテリアルリサイクルを同施設で建設し、登米市は資源リサイクルと一体に、見附市は不燃物資源化施設が同時に建設されていることから高く見えるのではないのでしょうか。延べ床面積が広がるので、その分、1平方メートル当たりの建設単価は実際安くなっております。ごみ焼却施設のみなら、そんなに高くないのではないかと推察されます。

糸魚川市の建設費が高い理由に建設資材や労務単価の高騰を挙げるだけでは説明は不十分と言わざるを得ないじゃないでしょうか。

次に、運営費についてであります。

糸魚川市は年3億6,900万円を20年間、73億8,000万円でありますけれども、見附市は2億8,800万円の20年間であります。また、来月稼働する上越市の新クリーンセンターは170トン、85トン掛ける2炉でありまして、施設規模は、糸魚川市の3.5倍にもかかわらず建設費は約112億、運営費は平成26年から50年までのおよそ24年間で約80億円と糸魚川市とほぼ同じか、安いくらいになります。さらに、年間の売電収入も約2億円を見込んでおります。9月19日の市民厚生資料で、糸魚川より運営費の高かった宮津与謝環境組合は、調べますと先ほども述べましたように、ごみ焼却施設のほかにメタンガス発電とマテリアルリサイクルを同施設内で行っているため、高くなっているのではないかと推察できます。

次に、建設と運営費の契約についてでありますけれども、そのスケジュールは説明不十分であり、納得のできるものではありません。

また今回は、1者入札で89.3%の落札率ということでありましてけれども、隣の上越市は3者入札で87%、一般質問でも紹介いたしました熊本県の山鹿市は5者の入札で79%の業者が落札をされているというふうに、糸魚川市の1者入札に関しても疑問が残るところであります。

以上の観点から、次期ごみ処理施設について処理能力による施設規模、処理能力トン当たりの建設単価、運営費の積算及び入札について、今回の契約には多くの疑問が残り、不十分でもあり、議案第111号には反対をいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第111号、契約の締結について（糸魚川市ごみ処理施設整備運営事業建設工事）に対して反対討論を行います。

行政が市民厚生常任委員会で示した類似施設の建設工事費用の比較表と多くの実績があるストーカ炉というシステムから判断すると、契約金額の割高感が否めません。

また、建設工事費用の案件ではありますが、DBO方式による事業で、運営コストについて連動しているものであり、本来、この方式によって割安感を市民に説明することが最大のメリットであります。

しかしながら、その比較説明の根拠が乏しく、不十分であると考えます。先ほど田中議員のほうからもありましたが、お隣の上越市の施設と比較しますと、処理能力が糸魚川市の約3.5倍の170トンあり、運営コストが年間約3億3,000万となります。

一方、糸魚川市の処理能力は48トンで、運営コストは年間約3億6,900万円となります。1年間の運転コストにおいて、処理能力が3分の1にもかかわらず、糸魚川市のほうが約3,900万円高くなる試算があります。

したがって、運転コストを含めた比較表を改めて議会と市民に提示して、客観的な数字をもとに説明をする必要があると考えます。

また、糸魚川市は、過去の炭化炉システムの導入時のトラブルを教訓として、市民にとって施設の利用価値と負担についてより慎重に対応すべきと考えます。米田市長の行政改革で掲げているモットーにコスト、スピード、成果がございます。まさにそれが試される事業と思います。

DBO方式のメリットについて、よりよい説明を求める意味から議案第111号、契約の締結について反対するものであります。

以上で、私からの反対討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第92、95、111、113、115号について反対討論を行います。

まず、議案第92号、平成28年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計決算であります。国保税値上げを2年間行った2年目の決算であります。平成27年度議決等の比較では、1人当たり8.6%、1万516円の増ということでありました。軽減税率適用後の数値は、これより下がりますが、余裕がない世帯には厳しいものとなります。

市民にとっては実質所得が減り続ける中での値上げは厳しいものがあります。病気の早期発見・早期治療と健康づくりの体制強化を図り、健康寿命を延ばすことは必要であります。この取り組みの強化がない限り、国保税を上げ続けなければならないことになるわけであります。根本的には、国の負担割合を2分の1のもとに戻さなければ、過疎や高齢化、生産年齢人口の減少等、地域間のアンバランスを是正することができず、糸魚川市のように人口が減るような、そういう地方ほど負担が重くならざるを得ないわけであります。国の責任で地域間の差を是正することと同時に市独自の努力として健康づくりを通しての健康寿命を延ばすことによる医療費の削減を図ることが必要で

あります。

総合的な健康づくりの取り組みと推進する体制の強化が求められておりますが、健診受診率の引き上げ等、残念ながら今50%ぐらいであります。実行あるものにはまだ届かないと。3分の2以上に引き上げる必要があり、十分とはいえないものであります。一般会計からの繰り入れ、健康づくり体制の強化と健診受診率の引き上げ等、医療費を抑える取り組みの点で十分とは言えませんので、本案に反対するものであります。

続いて、議案第95号、平成28年度糸魚川市介護保険事業特別会計決算であります。介護保険法の改定で要支援1・2の介護予防通所介護、訪問介護のサービスを市町村が行う新総合事業に移すという関係では、糸魚川市は3年の経過を置く予定を1年前倒したわけではありますが、市町村によって格差のあるサービスに変えられていくという批判が出されていたものであります。チェックリストによって水際で一般介護予防に回されることも起こり得る制度になるものであります。

重度化するのを防ぐという本来の取り組みと逆の方向に進むおそれがある制度改定に沿うものであり、本案に反対するものであります。

議案第111号、契約の締結についてであります。次期ごみ処理施設建設工事の契約であります。次期ごみ処理施設は1日48トンの処理能力を持つストーカ方式の施設であります。総合評価方式による制限付一般競争入札で、建設、運営一体の入札が行われ、予定価格143億776万円に対し、入札に参加したのは、日立造船株式会社を中心とするグループ1社で、入札価格127億8,000万円とのことであります。これに消費税を加えて138億240万円で契約することになります。このうち議会に提案されている契約の締結は、建設工事の部分で、建設費54億円に消費税を加えた58億3,200万円であります。

疑問に思うのは、1番目は、施設規模の出し方であります。30年稼働させることを前提にしたごみ施設でありますけれども、年間処理計画量1万2,201トンを稼働初年度の平成32年としております。国立社会保障人口問題研究所の糸魚川市の人口予測をもとに稼働30年後の人口を推計し、糸魚川市の統計から人口を推計し、1人当たりの可燃ごみの量を出しますと、年間6,400トンになります。単純計算であります。1日当たりにすると18トンになります。年間稼働日数280日と見れば24トンであります。

人口が4倍の上越市の新しいごみ処理施設は、同じストーカ方式で170トンの処理能力とのことでありますから、4で割れば42トンであります。いろんな数値・係数を掛けても48トンにはならない。大き過ぎるのではないかと考えます。

2番目に予定価格であります。48トンの前後、38から48トン前後の契約額で見ても糸魚川市は高い。この2年間の建設費契約額を市民1人当たりで割った金額は、北海道恵庭市6万4,800円。熊本県山鹿市7万1,900円。宮城県登米市11万1,800円。新潟県見附市11万5,300円。新潟県糸魚川市13万2,800円となっております。市民1人当たりで割った金額でも糸魚川市は高い。

3番目に、1者だけの入札の扱いであります。1者では競争になりません。それを是とするようなやり方には、疑問を覚えるものであります。このようなことから高い施設ではないかと。低く抑える努力が足りなかったのではないかと考えます。

以上の点から本案に反対するものであります。

議案第113号、平成29年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第115号、平成29年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、社会保障・税番号システム整備事業で年金機構との情報連携とのことであります。社会保障・税番号システム整備は、莫大な費用がかかるけれども、効果が少なく、情報が流出した場合、大変な被害が出るおそれがあるものであります。

このようなことから反対するものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

3件ありまして、議案番号順に取り上げていきます。

議案第94号、平成28年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行わせていただきます。

後期高齢者の医療制度については、時に応じてその都度見直し、是正の動きがなかったわけではありませんが、大きく変わらないまま今日に至っております。私は愚直に、当初から抜本的な見直し、是正を言い続けてまいりました。今回も同じであります。主張させていただきます。

よって、本案件、議案第94号、平成28年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対の討論とさせていただきます。

次に、議案第111号、契約の締結について（糸魚川市ごみ処理施設整備運営事業建設工事）、反対の討論を行わせていただきます。

今ほどの市民厚生の常任委員長の議案審査報告でも触れられておりますけれども、私今回、単に建設費が云々だけの議案になっておりますけれども、むしろこれに密接不可の運営費審査をあわせて行うべきが筋と主張し続けました。

委員会審査の途中で事務方から債務負担行為の議決もあった。これをもって運営費の議決があったものと解される旨の説明があったと、私は受けとめておりますが、果たして、そのような極めて事務処理的な対応で、せつかくの議会議決という重い仕事をスルーさせてよいものかどうか。しかも各氏言われたように、議員言われたように建設費に約60億円近い巨費、さらに、これに運営費が80億円近くの巨費、このこと自体が先進各地などのケースから見ても高過ぎるという意見を、これまで各議員から出され続けてきたわけでありまして。

いま一つ、これも至るところでといいましょうか、複数回、今回の応札1者という流れが明らかになりました。このことについては、見直し、改善、改変しなければなりません。委員会審査の過程でもそのような動きで流れておりました。私はそう受けとめております、行政ともども。

ということで、これらの経緯も含めて、私、本件については、継続審査とすべきが妥当と主張させていただきましたが、残念ながら多数決により、認められませんでした。私に言わせれば議会基本条例でせつかく大きくうたい上げている二元代表の双方が、互いに尊重し合い、着地点をつくり

合う、よきケースの見本でもあっただけに残念であります。

よって、以上の経緯から、議案第111号、契約の締結について（糸魚川市ごみ処理施設整備運営事業建設工事）についての反対討論とさせていただきます。

いま一つ、議案第114号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、反対討論を行わせていただきます。

この件につきましては、復唱になってしまうんですけども、94号で申しあげましたそのおりを、私また言わせていただいております。せっかくの見直し、是正ということが、当初は国でもそういう動きがあったんですけども、抜本的なところまでは行かないままに今日に至っておるということで、本案件、議案第114号、平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出の補正につきまして、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号、平成28年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第93号、平成28年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第94号、平成28年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第95号、平成28年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第110号、糸魚川市障害者地域活動支援センター条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第111号、契約の締結について（糸魚川市ごみ処理施設整備運営事業建設工事）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第113号、平成29年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第114号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、平成29年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

再開を2時15分といたします。

〈午後2時04分 休憩〉

〈午後2時15分 開議〉

+

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第112号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会初日の9月4日において、議案第112号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

企画財政課関係部分で、ご当地ナンバーについての説明があり、委員より質疑がありました。担当よりの答弁として、三市では、三市の地域性を出せるような図柄にすると合意しているのですが、いづれにしても特定の市に偏った図柄にならないように、上越地域全体をイメージできるような図柄にしたいとの答弁がなされております。

ほかにも幾つのかの質疑がございましたが、特段報告するものはございません。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

議案第112号、糸魚川市一般会計補正予算（第4号）のうち、建設産業常任委員会に付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

当委員会の審査においては、糸魚川市駅北大火からの復興まちづくり関連につきまして、多くの質疑がありました。

まず、7款商工費、本町通り雁木整備促進事業補助金の増額については、駅北大火により、被災した本町通り沿線の雁木を再整備する場合に整備費用の一部を補助するものであります。駅北大火では、雁木を伝って類焼した事例があり、十分検討が必要との質疑があり、本町通り沿線の再建に

については、不燃化の取り組みを進めており、通常なら準防火構造のところ、それよりワンランク高い準耐火建築物で再建してもらう旨の説明がありました。

また、ただ商店街をつくるだけでは、決してにぎわいは生み出せない。どんな方法で商店街ににぎわいを持たせる計画なのかとの質疑に対して、雁木ができたからといって、すぐになぎわうということではない。行政主体ではできない部分があるので、商店街、商工会議所、市民と連携をとりながら、にぎわい創出広場や大学との連携など、さまざまな仕掛けをつくっている。雁木はあくまでも、にぎわいをつくるための1つの手段であり、それを活用した上でのにぎわい創出、ソフト事業を進めていきたいとのことであります。

次に、8款土木費では、被災地に設置する復興まちづくり情報センターの説明があり、そこへの人員配置について、集落支援員制度を活用した中で1名が採用され、中間支援組織の職員として、中越防災安全推進機構からも1名の配置があり、社会福祉協議会の生活支援相談員を加えて、合計3名が復興まちづくり情報センターに配置される予定とのことであります。

仕事の内容については、被災者の方から生活や心の面での相談、建築や市の制度についての相談を一義的に受け、市への取り次ぎといった機能を持たせ、また、被災者だけでなく、地元住民が気楽に集まり、コミュニティの継続にも役立つ場としていくとのことであります。

これに関して委員からは、集落支援員として募集する市の臨時職員は、商店街というコミュニティともかかわりを持ち、大切な役割を担うので、糸魚川の実情を知る専門的な方を選んでもらいたいとの質疑があり、集落支援員は、ハローワーク等を通じて募集をかけており、集落支援という制度の観点からも、地元というところを大前提としている。また、中越防災安全の職員についても火災発生直後からボランティアで来ている方を派遣していただくということで話が進んでいるとのことであります。

また、市営住宅整備事業では、駅北大火の被災者のうち、住宅を自己再建しない方を対象とした市営住宅を被災地に整備し、1階部分に訪問診療所を誘致する方向で調整中とのことであります。

床面積や入居予定戸数については、20所帯程度の予定で進めており、延べ床面積については、こういった形で一所帯ごとの面積を算出すればいいか検討中で、おおむね50平米など、大まかには決まっているが、今後、設計の中で実際にこういった間取りにすればいいか計画していくとのことであります。

また、訪問診療所については、365日24時間の訪問診療と訪問看護という事業を予定しており、糸魚川市出身で、同様の事業を現在展開している方と現在調整中とのことであります。

また、委員から、雁木再建と火災に強い家づくりでは、ぜひとも地元産木材を使いながら、町並みづくりに対応してもらいたいという意見も出され、行政としても、市内関係企業、工務店協会、建築士会等に対し、糸魚川の経済を循環させるために、業界として地場産材を積極的に活用するよう働きかけているとのことであります。

このほかにも質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議案第112号の建設産業常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

市民厚生常任委員会に分割付託されました本案関係部分について、審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。市民課の関係部分では、マイナンバーカードの記載内容の追加についての質疑に対し、今現在、住民票及びマイナンバーカードには旧姓が表記されておらず、旧姓の身分証明書となるものがないため、現在姓プラス旧姓も印字して、わかるように対応するものであると答弁されています。

福祉事務所の関係部分では、介護保険事業特別会計繰出金について、年金機構との情報連携についての質疑に対し、介護のシステムと年金機構のシステムは、今までは連携はしておらず、今後はマイナンバーを通じての連携により、年金から介護保険料の特別徴収等をするものであると答弁されています。

また、地域密着型施設整備支援事業について、施設開設準備経費等支援事業補助金は、既存施設で備品購入する場合も対象となるかとの質疑に対し、施設整備工事があつてのものであると答弁されています。

また、地域活動支援センター整備事業の施設整備工事の追加補正の内容についての質疑に対し、一般管理費の基準変更に伴う増額により、384万2,000円、外構工事の変更により200万円、防火水槽の撤去工事の追加により125万3,000円、車寄せ等追加部分が300万円、設計になかったカーテン工事の追加が56万円で、合計1,065万5,000円となっていると答弁されています。

このほかにも質疑等がありましたが、報告は割愛します。

なお、2款企画費の補正に関して反対の意見が出され、本案は起立採決となりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第112号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）についてであります。社会保障・税番号システム整備事業で、マイナンバーカードの記載事項に旧姓も印字する等のシステム改修委託料、また、社会保障・税番号システム整備の関係で、国保事業や介護保険事業への繰り出しがございます。社会保障・税番号システム整備は、莫大な費用がかかるけれども、効果が少なく、情報が流出した場合、大変な被害が出るおそれもあるものであります。

このようなことから、反対するものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第112号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第8．発議第7号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、発議第7号、道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大滝 豊議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝議員。〔14番 大滝 豊君登壇〕

○14番（大滝 豊君）

提案理由の説明をさせていただきます。

意見書の提出者は、記載のとおりであります。

発議第7号、道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書。

道路は、社会経済活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備は地域活力の向上と安全・安心の暮らしを守り、災害に強い地域づくりを推進する上で欠くことのできない極めて重要な社会基盤であります。本市におきましては、高規格幹線道路のネットワークが未完成であり、一般

道路においても車同士のすれ違いが困難な箇所や通学路において歩道が未整備な箇所、さらには大雪や事故等で通行どめになると迂回路がなく、何時間もの立ち往生を強いられる箇所が数多く存在しております。

また、昨年12月に発生いたしました糸魚川市駅北大火では、県内の消防本部を初め、県境を越えた応援を受けての消火活動となったように、人口減少が進む地域の防災力や救急救命体制を維持するための広域連携を図るためには、地域高規格道路や主要幹線道路へのアクセス道路などの整備が必要不可欠であります。こうした中、安定的・持続的な道路整備を進めるためには、平成29年度までとされている道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、道路財特法と言う）の規定による補助率等のかさ上げを平成30年度以降も継続することが重要であります。

よって、国におかれましては、道路財特法の規定による補助率等のかさ上げを平成30年度以降も継続し、命をつなぐ道の整備に必要な道路関係予算を確保するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出いたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

お伺ひいたします。

ご承知のように平成21年度予算から道路特定財源制度が廃止をされました。その前、平成15年度以降5年間、それから平成20年度以降10年間の措置として、先ほど言われたようなことがやられてきたわけでありましたが、その内容としては、揮発油税等の税収の道路整備への充当等を決められ、執行されてきたわけでありまして、その中の一部の項目とはいえ、継続・かさ上げを求めることは、実質的に特定財源制度のような内容を継続させることにならないかどうかという点についてどのようにお考えか伺ひたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝議員。〔14番 大滝 豊君登壇〕

○14番（大滝 豊君）

新保さんの今の質問に、議員の質問にお答えしたいと思います。

確かに、平成20年度以降から10年間、揮発税等の税収の道路整備への充当という形で项目的にも財源的にも削除されていることは事実でございます。道路財源として特別な財政としてそこに持っていく、利用するということに関しましては、道路だけではなくて軽油税・揮発税に関しましては、いろんな方面からも要望等が出て、これをなくさないで継続していただきたいというのが出ておりますけれども、具体的にどのような形でということに関しましては、私現在、承知をしており

ません。

以上です。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかに、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第7号、道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．発議第8号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、発議第8号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

斉木 勇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木議員。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

発議第8号を提案をさせていただきます。

シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書。

広域財団法人糸魚川市シルバー人材センターは、定年退職者、その他の高齢者等の居場所と出番をつくり、生涯現役社会実現の役割と高齢者の社会参加の促進に寄与しております。高齢者の健康維持と生きがいの充実、地域社会の活性化、医療費・介護費用の縮減等にも大きく貢献しております。

さらに、昨年4月、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改定により、会員の働き方の要件が緩和され、都道府県知事が指定する業種・職種について、週40時間までの就業が可能となりました。

しかしながら、行政維新会議の事業仕分けによる国庫補助金の大幅削減に伴い、事業運営は苦慮に陥り、中には解散せざるを得ないとするシルバー人材センターもあり、危機的な状況が見られます。

一方、糸魚川市はさらなる高齢化率の進展が確実であり、生活の安定を求め、シルバー人材センターを通じた就業を希望する高齢者が今後もさらに増加すると見込まれております。センターへの期待は、ますます高まることが予想されます。

よって、国におかれては、少子高齢化時代における活力ある地域社会の実現のため、高齢者の社会参加促進に向けたシルバー人材センター事業のさらなる支援拡充を行われることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

+

+

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議8号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．閉会中の継続調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成29年第5回市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月4日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして慎重なご審議を厚くお礼申し上げます。大変ご苦労さまでした。

さて、この機会に8点についてご報告申し上げます。

最初に、市消防団の内閣総理大臣表彰受賞についてご報告申し上げます。

昨年12月に発生した駅北大火において消火活動や避難誘導など被害の軽減に多大な貢献をしたことが評価され、市消防団が、平成29年度防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞いたしました。

今後も団員の確保や装備の充実を図り、さらなる消防力の強化に努めてまいります。

2点目に、西海釜沢地内の地すべり災害について、ご報告申し上げます。

9月8日、釜沢地内において幅100メートル、長さ430メートル、土砂の量13万立方メートルの規模の地すべりが発生いたしました。

前日の朝から降り続いた雨が原因と考えられ、崩落した土砂の一部が、農道川島釜沢線へ流出いたしましたが、海・川への流出や家屋等への被害はありませんでした。

被災箇所一帯は林業地すべり防止区域内であり、今後、新潟県によって災害復旧工事が行われる予定であります。

3点目に、2級河川能生川の災害復旧について、ご報告申し上げます。

6月30日から7月1日の梅雨前線豪雨により被害を受けた能生川の護岸は、9月14日、15日の2日間、国による災害査定が行われました。

年内には、河川管理者である新潟県によって復旧工事が行われる予定であります。

4点目に、駅北大火1年事業について、ご報告申し上げます。

駅北大火から1年となる12月22日、市民会館におきまして、節目の事業を開催いたします。

当日は、復旧・復興にご貢献をいただいた皆様への表彰を初め、防火・防災意識の高揚などを目的とした内容を予定いたしております。

今後とも被災された皆様に寄り添いながら、一日も早い復興と災害に強いまちづくりに向けて、市民の皆様とともに取り組みを進めてまいります。

5点目に、国石ヒスイの東京オリンピック・パラリンピック表彰メダルへの活用について、ご報告申し上げます。

このたび、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、使用される表彰メダルに、市として、国石ヒスイの活用に取り組むことといたしました。

去る9月13日には、新潟県知事に支援を要請したところであり、今後は活動を拡大し、メダルへの採用とヒスイの国内外への発信に努めてまいります。

6点目に、高速道路から一時退出実験の試行について、ご報告申し上げます。

国土交通省では、高速道路の休憩施設の間隔が25キロメートル以上離れている空白区間を対象に、全国17カ所の道の駅において、実証実験を実施いたします。

北陸道では、唯一、親不知インターチェンジと親不知ピアパークが、試行箇所に選定されました。

この実験では、ETCには2種類ありますが、ETC2.0の搭載車が高速道路からおりて、1時間以内に再度、同一のインターチェンジから進入した場合、おらずに利用した料金のままとするものであり、インターチェンジ付近の道の駅の利用が図られることから、地域の活性化につながるものと期待いたしております。

なお、実験開始時期については、今後、示される予定であります。

7点目につきましては、今月19日から22日まで中国貴州省において開催されたアジア太平洋ジオパークネットワーク（APGN）のシンポジウムについて、ご報告申し上げます。

今回で5回目を迎える大会には、アジア太平洋の各国から、約800人のジオパーク関係者が参加をし、日本からは私を含め65名が参加いたしました。

国際会議の場において、海洋高校の生徒が「最後の一滴」の取り組みを発表し、地域資源を生かした糸魚川ジオパークの活動PRが行われました。

また、今大会でAPGNの運営を担う新たな諮問委員会の委員選挙が行われました。12名中、日本ジオパークネットワークから3名が選出されました。

これにより、アジア太平洋地域における発言力及び交流促進が高まるとともに、糸魚川ジオパークのブランド価値の向上が図られ、国内はもとより世界との交流や連携の進展につながるものと期待いたしております。

最後に、衆議院の解散に伴う選挙費について、ご報告申し上げます。

明日、9月28日に衆議院の解散が予定されておりますが、解散に伴う選挙費につきましては、補正予算の専決処分により対応させていただきたく、ご理解をお願い申し上げます。

なお、専決処分の内容につきましては、12月定例会において、ご報告させていただく予定であります。

以上、ご報告申し上げます。

議員各位を初め、市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成29年12月市議会定例会の招集日を、12月4日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

大変失礼を申し上げます。訂正をさせていただきたいと思っております。

消防団の表彰でございますが、「平成29年度の消防功労者」と申し上げましたが、「防災功労者」でありますので、訂正を願いたいと思っております。失礼いたしました。

○議長（五十嵐健一郎君）

これをもって平成29年第5回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さんでございました。

〈午後2時49分 閉会〉

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員